

聖德太子

敏達天皇

年 諱ハ麻戸用明天皇第二十ノ皇子敏達天皇三
ニ誕生シ推古天皇三十年殂ス



行基大僧正



俗姓ハ高志氏天智天皇七年ニ生レ聖武天皇感賀元年寂ス

傳教大師



名ハ最澄稱徳天皇神護景雲元年ニ生レ嵯峨天皇弘仁三年寂ス

師大法弘

名ハ空海光仁天皇寶龜五年ニ生レ仁明天
皇承和二年寂ス



師大光圓

名ハ法然崇徳天皇長承二年ニ生レ須徳天
皇建暦二年寂ス



見真大師

名ハ親鸞高倉天皇永安三年ニ生レ龜山天皇弘長二年寂ス



千光國師

名ハ榮西崇徳天皇永治元年ニ生レ順徳天皇建保六年寂ス



承陽大師

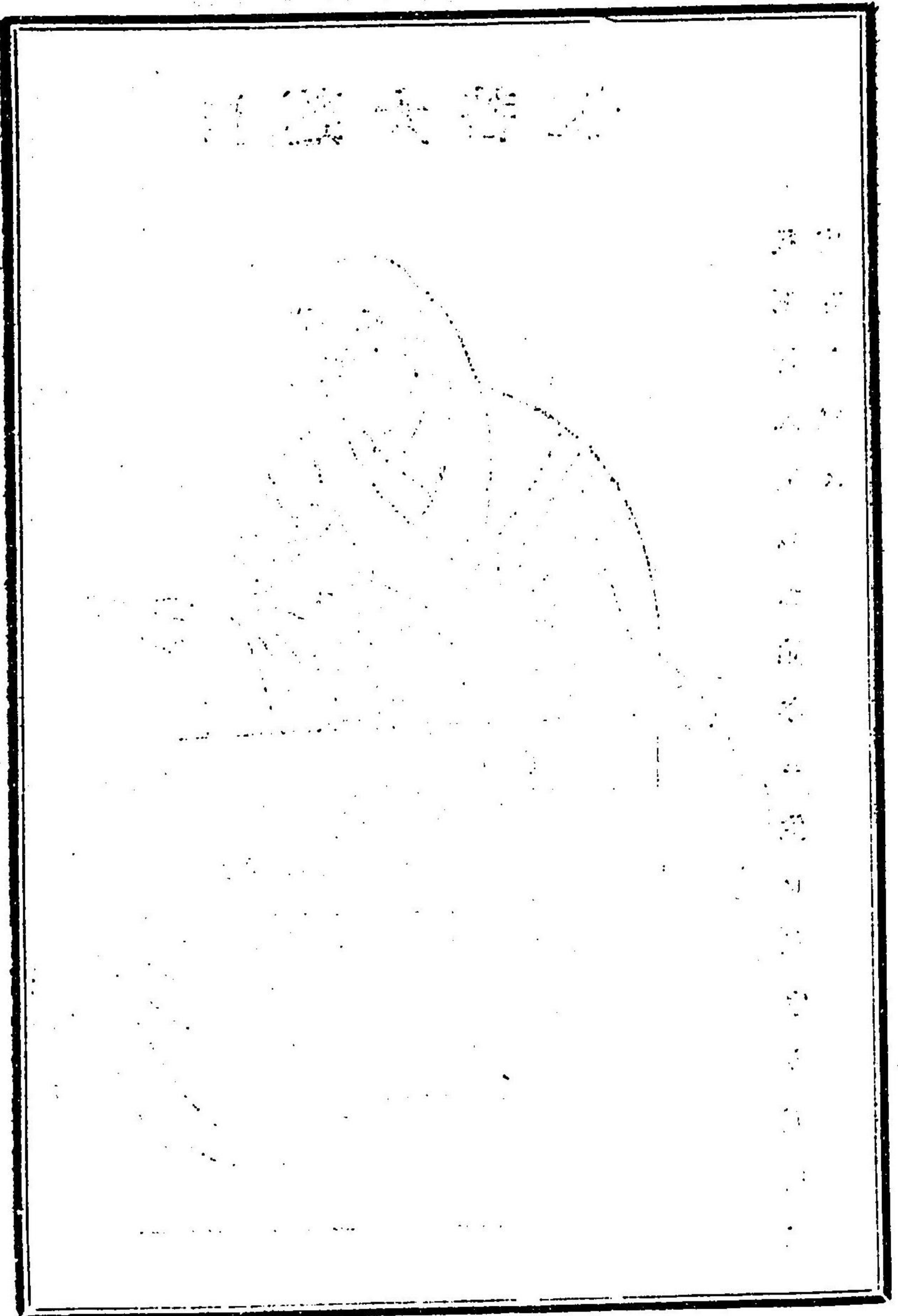
名ハ道元土御門天皇正治二年ニ生レ後深
草天皇建長五年寂ス



日蓮大菩薩

後堀河天皇貞應元年ニ生レ後宇多天皇弘
安五年寂ス





此圖大略

此圖大略



予嘗念吾邦卓越萬國。而長安
久治。蓋有三焉。皇統繇繇。一姓
不易。開闢以來。無革命之變者
一也。地利人和。合成斯邦。金甌

無缺。尺寸之土。未嘗爲他人之
有者二也。政以治民。教以化人。
治教相資。而國無教門之亂者
三也。斯乃寰宇之廣。有一無二。
特未知其所以致之耳。予又嘗
念三者之中。有天焉。有人焉。在

乎天者。措而弗論可也。在乎人
者。可不知其故乎。昔吾祖宗。敬
三寶。以贊皇化。蓋佛之爲教。廣
大精微。立三世因果之說。以明
萬法起滅之因。人之所以生死
昇沈。邦之所以盛衰興亡。君臣

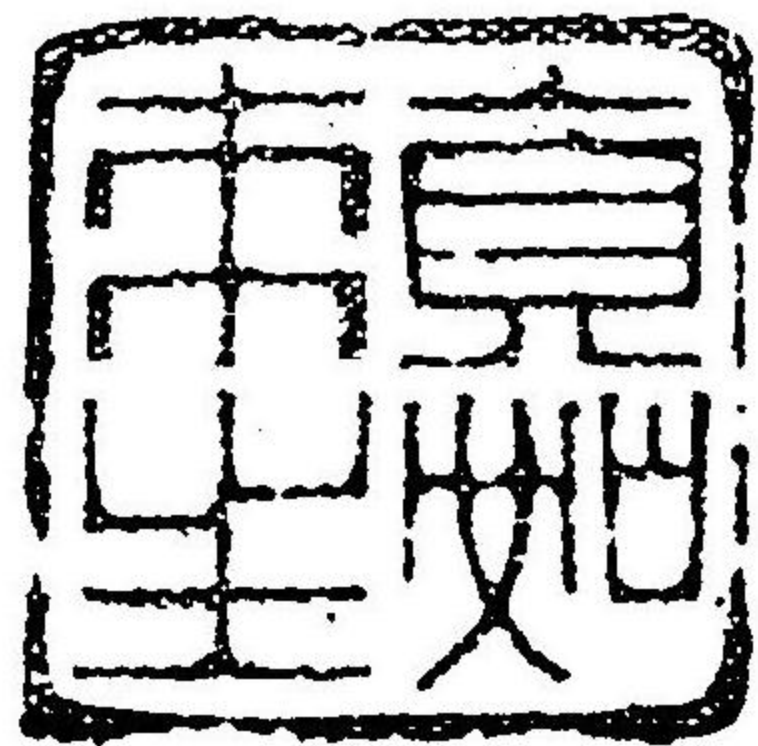
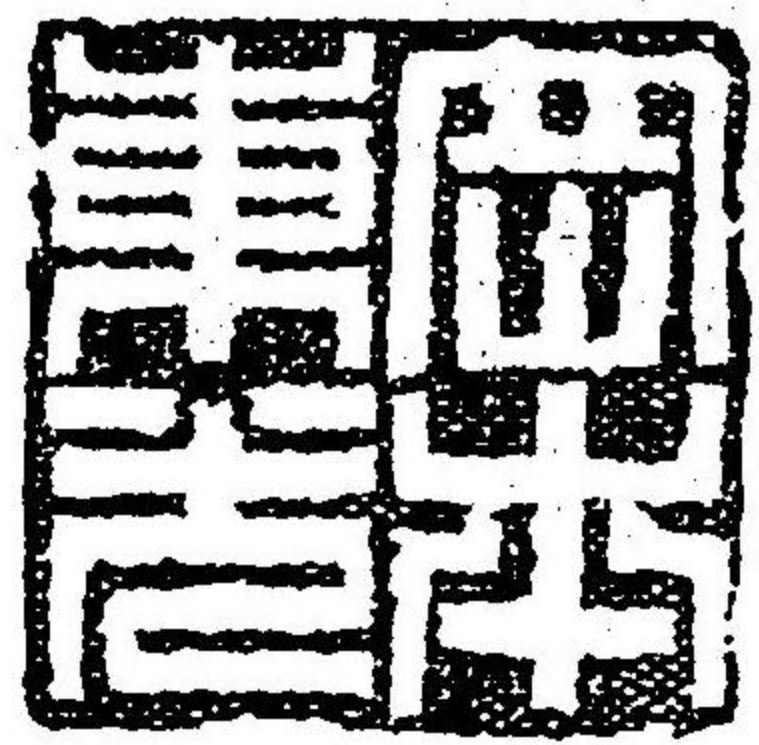
之所以嚴於分。父子之所以親於情。亦莫不皆以此說推之。而吾國體之悠久不易。與天地無窮者。佛之教理。有解以明之。其猶指諸掌乎。有維以固之。其猶金石之質堅。更復加鍊乎。然非

祖宗制法之盡善盡美。亦不至此也。夫治教統於一者。上世之事而已。中古而下。治教判爲二途。政治之權操之于上。以統有形。教化之權托之于下。以統無形。亦世運之變通隨宜也。惟是

操之于上者。乾元爲體。托之于
下者。坤順爲體。乾坤定。而天地
位矣。國家和矣。吾邦是已。有反
是者。厥禍必烈。歐洲教門之亂
是已。政教中正論著成。卽書平
生所見。用叙卷首。世之賢者。有

以教我。則所厚望焉。

明治三十二年天長節



政教中正論

維新以來我國ノ政事家ハ宗教ヲ知ラズ

政教中正論

目次

- 第一章 維新以來我國ノ政事家ハ宗教ヲ知ラズ
 - 第二章 我國政事家ハ刻下宗教ニ對シテ如何ナル措置ヲナサントスルカ
 - 第三章 文明各國ニ於ケル政教ノ關係
 - 第四章 我國政教關係史ノ概要
 - 第五章 結案
- 附錄

政教中正論

岡本柳之助 著

第五章

維新以來我國ノ政事家ハ宗教ヲ知ラズ

一國ノ安危興衰ヲ以テ任ズ可キ政事家が。國家成立ノ要素タルベキ事物ヲ研究セズシテ之ヲ措置スルハ。恰カモ庸醫ガ人體ノ組織及生理作用ヲ知ラズシテ漫然藥劑ヲ投シ治療ヲ試ミントスルニ異ナラズ。果シテ其人ヲ殺サレルヲ保テルヤ否ヤ。然レドモ庸醫ノ害ハ僅ニ個人ヲ殺スニ止リ。政事家が不學無識ハ往々一國ヲ擧ゲテ危殆ノ中ニ陥ラシムルニ至ルコトアリ。豈ニ寒心セザル可ケンヤ。

抑々政事家が國家成立ノ要素タルベキ事物ノ性質ヲ明ニセザルハ。或ハ

先入主トナルノ僻見ニ蔽ハレテ事理ノ當然ヲ誤解スルニ出ヅルモノアリ。或ハ本來研究ス可キノ必要價值アルモノヲ必要價值ナシトシテ之ヲ不問ニ出ヅルモノアリ。要スルニ國家ニ對スルノ大責任大事務ヲ輕忽粗略ニスルノ結果ナリト斷言セザルヲ得ザルナリ。

維新以來我國政事家ハ宗教上ノ問題ニ關シテハ。殆ンド無頓着ナリト評スルモ敢テ過言ニアラザルナリ。從ツテ其政教關係ニ對スルノ措置ニ至リテハ。一モ其當ヲ得ルモノナシ。是レ維新創業内外多事ノ際ニ在リテ止ムヲ得ザルニ源スルガ如シト雖ドモ。ソノ國家ニ對スル不深切ノ譏ニ至リテハ。元勳諸公ト雖ドモ亦敢テ之ヲ辭スルコトヲ得ザルベシ。吾人ハ平素人ノ惡ヲ隱クシ人ノ美ヲ成ズノ微衷ヲ抱クモノナリ。然レドモ是レ一個ノ私情ノミ。一個ノ私情ハ豈ニ以テ一國ノ公義ニ易フベキモノナランヤ。況ンヤ吾人が政教關係ノ問題ニ就テ忌憚ナク我國政事家ヲ痛

議シ。可ナ可トシ否ヲ否トスル所以ノモノハ。蓋シ亦タ彼等ヲシテ既往ニ鑒ミテ將來ヲ戒メ。積極的ノ後功ヲ以テ消極的ノ前罪ヲ償ハシメント欲スルノ至誠ニ出ヅルモノナリ。又何シゾ躊躇スルヲ須ヒンヤ。

歐洲各國ノ政事家ハ皆能ク國家ト宗教。即チ政教關係ノ事理ヲ明カニス。故ニ今日ニ於テ復タ中古政教混亂ノ主義ヲ抱クモノハ勿論之レナキト同時ニ。亦タ信教自由ノ極端主義ヲ實行シテ。宗教ヲ國家ノ權能以外ニ驅逐セント試ミルモノナシ。蓋シ彼等ノ目的トスル所ハ。一面ニ於テハ既往ノ歴史ニ顧ミ。一面ニ於テハ進歩ノ大勢ヲ望ミ。國家ト宗教トノ關係ヲシテ不即不離ノ中ニ於テ中正ヲ得セシムルニ在リ。然ルニ獨リ維新以來我國ノ政事家ハ。政教關係ノ事理ヲ明カニスルモノナシ。是レ宗教ノ何物タルヲ知ラザレバナリ。已ニ宗教ノ何物タルヲ知ラザルモノニシテ。寧ロ又何ニ由リテカ之ヲ研究スベキノ必要價值アルヲ知ルノ理アラ

ンヤ。

抑、政教關係ノ問題ヲ解釋スルヤ容易ニ非ルナリ。宗教ノミヲ知リテ國家ヲ知ラザルモノハ。未ダ以テ政教關係ノ問題ヲ解釋スルニ足ラズ。國家ノミヲ知リテ宗教ヲ知ラザルモノハ。亦タ未ダ以テ政教關係ノ問題ヲ解釋スルニ足ラズ。國家宗教ノ兩性ヲ知ルモノニシテ。始メテ方サニ此問題ヲ解釋スルコトヲ得ベシ。猶ホ男女ノ兩性ヲ知ルモノニシテ始メテ能ク男女ノ關係如何ヲ知ルコトヲ得ベキガ如キノミ。顧フニ我國維新以來ノ政事家ガ政教關係ノ事理ヲ明カニセザルモノハ。蓋シ國家ヲ知ラザルニアラズ。宗教ヲ知ラザルナリ。然レドモ彼等ハ宗教ヲ知ラザルヲ以テソノ罪ヲ研究ス可キノ材料ナキニ口ヲ藉ルコトヲ得ザルナリ。何トナレバ我國ノ千有餘年ノ歴史ハ即チ是レ政教關係ノ歴史ナレバナリ。歐洲ノ上古史。中古史。近世史。亦タ是レ政教關係ノ歴史ナレバナリ。而シ

テ現時歐洲各國ノ宗教制度ハ其憲法中ニ於テ重要ナル部局ヲ占ムレバナリ。所謂泰山眼前ニ當リテ之ヲ見ザルモノ豈ニ是ヲ云フニ非ズヤ。

我國維新以來ノ政事家ガ國家ニ對スルノ大責任。大事務ヲ輕忽粗略ニスルノ結果。宗教問題ニ關シテ前後矛盾ノ措置ニ出デ。全ク一定ノ見ナキコトヲ表白シ。殆シト我國國家ヲシテ危殆中ニ陷ラシメントシタルノ事實ハ僕指ニ違アラズト雖ドモ。今其最モ著明ナルモノヲ擧ゲテ之ヲ左ニ列舉セントス。若シ虚心平氣以テ吾人ノ說ヲ批讀スルモノアラバ。國家ノ洪福コレヨリ大ナルハナシ。

第一ハ神佛二教分離ノ令是レナリ。窃ニ惟ンミレバ。往古我 先皇ガ佛教ヲ崇信シ。三寶ニ歸依シ。佛教濟物ノ功。慈悲ノ用ニ資リテ我國尙忠尙武ノ風ヲ輔ケ玉フヤ。佛教各宗ノ祖師實ニ聖謨ヲ體シ。忠教ヲ味ヒ。佛教大小權實顯密ノ義ヲ撰擇シ。我國ヲシテ大乘興隆ノ國土メラジメ

六
タリ。本地垂跡神佛不二ノ深奥ナル教理ハ實ニ此ニ淵源セリ。然ルニ維
新ノ政事家ハ我國千有餘年ノ歴史ヲ抹殺シ。廢佛毀釋ヲ以テソノ精神ト
シ。明治元年神佛分離ノ令ヲ下シ。社僧ノ別當職タルヲ禁シ。宮門跡ノ
復飾ヲ命ジ。八省ノ土ニ神祇官ヲ置キ。同四年ニハ勅願所及勅脩ノ法會
ヲ廢シ。從來大内ニ安置セル佛像ハ悉ク之ヲ泉涌寺ニ移シタリ。是レ維
新政事家ガ佛教ヲ皇室ヨリ分離セシメタルモノナリ。佛教ヲ皇室ヨリ分
離セシメタルヤ尙ホ可ナリ。ソノ神佛分離ノ令ヲ以テ本地垂跡神佛不二
ノ深奥ナル教理ヲ排斥スルニ至リテハ。直ニ是レ政權ヲ以テ教理ニ干
涉シタルモノニ非ズヤ。

第二ハ佛教各宗寺領ノ沒收是レナリ。吾人之ヲ歐洲政教關係ノ歴史ニ
徵スルニ中古教會勢力ノ時代ヨリ近世國家勢力ノ時代ニ轉移經過スルノ
際。露。英。佛。伊ノ各國ニ於テ教會寺院ノ過大ナル財産ヲ官ニ收メタル

ノ事實ヲ見ルナリ。然レドモ此等各國ハ必ズ之レガ代償トシテ永久一定
ノ保護又ハ特權ヲ教會寺院ニ與ヘザルハナシ。即チ今日佛國政府ガ毎年
支出シツ、アル壹千貳百五拾萬圓ノ宗教費ハ。保護ノ性質ニ屬スルモノ
ニアラズシテ革命ノ時寺院ノ財産ヲ沒收シタルニ對スル代償ノ性質ニ屬
ストヌラ明言スルモノアリ。是レ實ニ國家ノ正義ナリ。而シテ我國維新ノ
政事家ガ。明治四年ニ全國佛教各宗ノ寺領。即チ所謂朱印地。黒印地ヲ沒
收スルヤ。政府ハ之ガ爲メニ爾後毎年四百餘萬圓ノ財源ヲ得タリ。沒收以
後今日ニ至ル迄ニ二十ヶ年間ヲ經過シタリトセバ。是レ政府ハ業已ニ壹
億貳千萬圓ノ財源ヲ佛教各宗ヨリ得タルモノナリ。而シテ沒收セラレタ
ルノ各宗寺院ハ何等ノ代償ヲモ得ルコト能ハズ。之ガ爲メニ千數百年ノ
殿堂伽藍ヲシテ空シク荒廢ニ委セザルヲ得ザルニ至レリ。試ニ思ヘ此年
々混々トシテ竭キザルノ財源ヲシテ仍ホ佛教ニアラシメバ。佛教各宗ハ

今日ノ如キ衰態悲境ニ陷ラザルベシ。要スルニ寺院ノ財産ハ即チ宗教ノ肉體ナリ。而シテ宗教ノ肉體ヲ殺シテ以テ快トスルモノハ何ゾ。

第三ハ神佛合併教院ノ設定是レナリ。明治元年ニ於テ神佛分離令ヲ下シタルノ政府ハ明治五年ニ至リ俄然神祇省ヲ廢シテ教部省ヲ設ケ。祭祀祀典ニ關スル事ハ之ヲ式部寮ノ管轄ニ移シ。宣教ニ關スル事ハ之ヲ教部省ニ屬シ。其四月ニハ第一敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事。第二天理人道ヲ明ニスベキ事。第三皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベキ事ト云フ所謂三條ノ教憲ヲ頒布シ。神佛各宗派ヲシテ共ニ之ニ遵則セシメタリ。然レドモ是ニテ猶ホ足レリトセズ。更ニ同年ニ於テ神佛合併教院ヲ設立シ。ソノ教院ニ於テ奉祀スル所ノモノハ。天御中主神。高皇產靈神。神皇產靈神及天照皇大神ノ四神ニシテ大日。彌陀。釋迦ニアラズ。各宗僧侶ハ神官ト同ク神前ニ拍手シ。或ハ袈裟法服ヲ纏フテ魚鳥ノ犧牲ヲ神前ニ供シ。或ハ

十一兼題ノ所謂神德皇恩ノ說。人魂不死ノ說。天神造化ノ說。顯幽分界ノ說。愛國ノ說。神祭ノ說。鎮魂ノ說。君臣ノ說。父子ノ說。夫婦ノ說。大祓ノ說。ヲモ說教セシメタリ。夫レ政府ハ已ニ全國各宗ノ寺領沒收ヲ以テ佛教ノ肉體ヲ殺シタリ。而シテ今ヤ各宗僧侶ヲシテ神官ノ奴隸タラシム以テ佛教ノ精神ヲ殺サントス。所謂天神造化說。顯幽分界說等ノ如キ明々白々佛教眞理ヲ破壞スルモノナラズヤ。而シテ僧侶ヲシテ是ヲ說教セシムルニ至リテハ。即チ是レ佛教ノ精神ヲ殺スモノナリト云ハザルヲ得ザルナリ。

第四ハ外教前後ノ措置是レナリ。上述スルガ如ク。維新ノ初メ我國政事家ハ世界ノ大勢ニ通曉セザル固陋ナル國體論者ノ爲メニ誤ラレ。往古ヨリ我 先皇ガ歸依シ玉フタル佛教スラ一朝ニシテ之ヲ撲滅セントス。況ンヤ外教ニ於テナヤ。是ニ於テ明治元年政府ハ大村藩ヲシテ長崎附近

ノ天主教徒三千七百餘人ヲ捕縛シテ各藩ニ配付シ。改宗セズンバ死刑ニ處セント決議セシガ。佛國公使ノ嚴重ナル外交談判ヲ受ケタルガ爲メニ。教徒ノ死ヲ減ズルノミナラズ。却ツテ家屋及田宅ヲ修復スルノ資ヲ與ヘテ之ヲ放免シタルノ奇談アリ。然ルニ此後幾クナラズ。岩倉大使歐米巡回ノ際。米國ニ至リ。彼ノ有名ナル一政事家ハ。大使ニ問フニ日本ノ宗教制度ヲ以テセシニ。大使之ニ答フルニ三條ノ教憲ヲ制定シ。神佛諸宗教ヲシテ之ニ遵則セシム云々ヲ以テセシカバ。彼ハ大ニ驚キ斯ル宗教壓制ノ主義ヲ實施シツ、間ハ。條約改正ノ談判ハ到底望ム可カラザルナリト斷言シ。我大使一行ヲシテ狼狽セシメタルコトアリ。又獨逸ニ至リテ一碩學ト會見シ。耶穌教ヲ以テ我日本ノ國教ト爲スノ利害得失ヲ質問シタルニ彼ハ諄々大使ニ説クニ。宗教ハ自由ヲ貴ブ。故ニ政府ヨリ人民ニ宗教ヲ強フベカラズ。唯其好ム所ニ從フベキヲ以テセリ。我國政事家が宗教

ニ就テ一定ノ見ナキコト。此ノ一事ヲ以テ證明スルニ餘リアリ。

第五ハ條約改正ノ宗教利用是レナリ。外交ハ一國ノ大事ナリ。殊ニ我國條約改正ノ事業ノ如キハ。稅權ノ回復ト治外法權ノ撤去トヲ目的トシタルバ。容易ノ事業ニアラズシテ當局者ノ苦心モ亦諒セザル可ラズ。然レドモ歐米耶穌教國ノ列ニ入ラザレバ。此目的ヲ達ス可ラズトノ妄想ヨリ一國成立ノ要素ニシテ國民統一ノ精神タル宗教ヲ犧牲ニ供セントスルニ至リテハ。殆ンド是レ腦髓ヲ切斷シテ手足ノ苦痛ニ代ヘント欲スル者ナリ。本末輕重ヲ辨ゼザル固ヨリ言ヲ待タズ。然リ而シテ我國政事家が維新後。外教ニ對スルノ措置以上ノ如ク急激一變シタルニ。明治十七八年ニ至リテ政府ガ尙ホ又々條約改正ノ事業ニ苦心スルヤ。此時二三政事家ハ明ニ歐化主義ナル名稱ノ下ニ。我國ヲ以テ耶穌教國タラシメントスルノ計畫ヲソノ腦裡ニ描キタリ。抑々歐米文明國ノ學者政事家が宗教ノ必

要價值ヲ知ルヤ。我國政事家ノ比ニ非ズ。ナヤルド曰ク人類ノ宗教ハ。ソガ全宇宙ニ對スル終極關涉ノ表顯ニシテ。卽チ萬有ニ對スル一切ノ意識ヲ包括スルモノナリ。ミル曰ク宗教ノ本體ハ。人類ノ最モ強烈最モ熱心ナル感情ト欲望トヲ善美圓滿ナル最高理想ノ上ニ導クモノニシテ。一切ノ私欲私情ハ以テ之ニ敵ス可キニアラズ。ハックスリー曰ク道德的ノ理想ニ對シテ敬愛ヲ表シ。而カモ此理想ヲ實行セント欲スルノ希望ハ。乃チ宗教ナリト。嗚呼歐米ノ學者政事家ガ宗教ニ就テノ下ス所ノ定義ハ大抵此類ナリ。是レ豈ニ國民宗教上ノ信仰ヲ以テ外交政略一時ノ具ニ供セント欲スルモノ。得テ知ル所ナランヤ。

吾人今日ニ方リテ以上ノ事實ヲ臚列スルハ。徒ラニ我國政事家ガ既往ノ失ヲ追フノ陋態ヲ演ズルニ外ナラザルガ如シト雖ドモ。吾人ノ意ハ決シテ然ルニアラズ。蓋シ政事家ヲシテ内ハ千有餘年我國政教關係ノ歴史ヲ

研究シ。外ハ歐洲今代ノ宗教制度ヲ斟酌折衷シ今日ニ適スルノ宗教制度ヲ建設セシメント欲スルノ積誠ニ出ヅルノミ。要スルニ維新以來我國政事家ノ事業ハ。内治外交ニ關シテ噴々稱賛スベキモノアルニ係ハラズ。獨リ宗教ニ對スルノ措置ニ至リテハ輕忽粗略。其甚シキニ至ツテハ。火葬禁止ノ令ヲ發シ。既ニシテ其埋葬地ナキノ說ニ感シ。忽チニシテ之ヲ取消シタルガ如キ。殆ンド兒戲ニ類スルモノアリ。是レ畢竟政教關係ノ問題ヲ必要價值ナシトシテ之ヲ研究セザルガ故ノミ。ソノ宗教ヲ誤リ。國家ヲ誤ルヤ。吾人國家ヲ憂フルモノガ決シテ輕々看過スベキニアラザルナリ。若シ又タ我國政事家ガ宗教ニ對スル措置ノ當ヲ失スルハ。既往ノ事ニシテ現在及將來ニ關セズト思フモノアラバ。吾人ヲシテ現在ヲ看セシメヨ。又將來ヲ看セシメヨ。現在ト將來トハ吾人乞フ次章ニ於テ之ヲ論陳セン。

第二章 我國政事家ハ刻下宗教ニ對シテ如何ナル

凡ソ一國ノ政權ハ其國內ニ在ル一切ノ事物ヲ左右スルノ萬能力ヲ有スルモノナリ。然ラバ此萬能力ノ指揮命令ヲ以テ。宗教ノ盛衰汗隆ヲ左右スルハ敢テ難キニアラザルベシ。吾人ハ敢テ問ハントス。我國ノ佛教各宗ヲシテ今日ノ衰頹悲境ニ陥ラシメタルモノハ宗教家ソレ自身ナルカ。抑々政事家ナルカ。固ヨリ宗教家ヲ奮發激勵センガ爲メニハ。宗教家ガ自業自得ノ致ス所ナリト立言スルコソ其體ヲ得タリト云フベケレ。然レドモ虛心平氣公平無私ノ眼光ヲ以テ。遠シハ我國千有餘年政教關係ノ歴史ヲ研究シ。近クハ維新前後ノ事實ヲ觀察スルニ及ンデ。即チ知ル佛教各宗ヲシテ今日ノ衰頹悲境ニ陥ラシメタルモノハ。宗教家ガ自業自得ノ罪ヨリモ。寧ロ政事家ガ不學無識ノ罪最モ與リテ其力アルヲ知ルナリ。維新以來ノ政事家ハ。全國佛教各宗寺領ノ沒收ヲ以テ佛教ノ肉體ヲ殺シタ

リ。更フニ神佛合併ヲ以テ殆ソソノ精神ヲモ殺サントセリ。此ノ如キ壓制ノ下ニ呻吟シタルノ佛教各宗ニシテ。奈何ソノ衰頹悲境ニ向ハザルヲ得ンヤ。然レドモ以上談ズル所ハ往事ニ過ギザルノミ。知ラズ今日我國ノ佛教各宗ハ果シテ如何ナル状態ニアルカ。抑々又今日以後ハ果シテ如何ナル地位ニアルベキカ。是レ吾人ガ最モ注意スベキノ事實ナリ。

現今政府ガ佛教各宗ニ對スルノ制度ハ。明治十七年八月政府ガ教導職ヲ廢シ。寺院ノ住職ヲ任免シ。又教師ノ等級ヲ進退スル一切ノ件ヲ以テ各宗管長ニ委任シタルニ源由セリ。是ニ於テ佛教各宗ハ宗制寺法ヲ制定シテ内務大臣ノ認可ヲ受ケ。又之ガ施行ニ於テモ内務大臣ノ監督ヲ受クルコト、ナレリ。而シテ今日ニ方リ佛教各宗僧侶寺院ノ特權ト云フベキモノハ。獨リ殿堂敷地ノ免稅ノミニシテ。兵役ハ一般國民ト同一義務ノ下ニ在リテ免除セラル、コトヲ得ズ。選舉被選舉ノ公民權ハ剝奪セラレテ。一

般國民ト共ニ享有スルコトヲ得ズ。宗制寺法ノ施行ハ内務大臣之ヲ監督
スト雖ドモ。政府ハ決シテ各宗管長ニ與フルニ公法上ノ權能ヲ以テセズ。
故ニ各宗管長ニシテ末寺住職ヲ免黜シ。之ニ立退ヲ命ズルノ場合ニ當リ
末寺住職之ヲ拒ムトキハ。各宗管長ハ僅ニ普通裁判所ニ出訴シテ之ガ裁
定ヲ仰グニ過ギズシテ。内務大臣ガ宗制寺法ノ監督ハ。殆ンド有名無實
タルヲ免レザルナリ。

然レドモ宗制寺法ノ制定又ハ改正ハ一々政府ノ認可ヲ受ケザルヲ得ズ。
教會寺院ノ創立廢合ハ一々政府ノ干涉ヲ免ル、コトヲ得ズ。即チ新寺ハ
之ヲ創立スルコトヲ得ズ。廢寺ハ官ニ沒收ヲ免ル、コトヲ得ズ。寺院ノ
不動産モ亦寺物。寶物。僧物ノ三種ニ區別セラレテ政府ノ干涉ヲ免ル、
コトヲ得ズ。兵役ハ免除ノ特典ニ與ルコトヲ得ズ。公民權ハ一般國民ト
共ニ之ヲ享有スルコトヲ得ズ。是ヲ稱シテ放任ト云ハシ歟。將タ保護ト

言シ歟。抑チ束縛ト言ハシ歟。

若シ之ヲ放任ト言ハシ歟。政府ハ何ノ理由アリテ宗制寺法ヲ監督シ。教
會寺院ノ創立廢合ニ干涉スルヤ。彼レ耶蘇教各派ノ如キハ。今ヤ全國ニ
横行濶歩シテ布教スルモ。政府之ガ宗制寺法ヲ監督セザルニアラズヤ。
此ノ如クシテコソ放任ト云フベケン。然ラバ現時政府ノ佛教各宗ニ於ケ
ルヤ。決シテ放任ニアラザルナリ。

然ラバ之ヲ保護ト言ハシ歟。政府ハ何ノ理由アリテ兵役ヲ免除セザルヤ。
又何ノ理由アリテ宗制寺法ノ施行ニ附スルニ公法上ノ權能ヲ以テセザル
ヤ。又何ノ理由アリテ寺院衰滅シ。殿堂頽壞スルヲ傍觀シ乍ラ。相當保
護ノ道ヲ立テザルヤ。然ラバ政府自ラ保護ナリト云フカハ知ラザレドモ。
吾人ハ保護ノ在ル所ヲ知ルニ苦ムナリ。
然ラバ之ヲ束縛ト言ハシ歟。一方ニハ其公民權ヲ剝奪シテ全國十萬ノ宗

教家ノ意思ヲシテ帝國議會ニ發表セシムルコト能ハズ。一方ニハ有名無
 實ナル宗制寺法ノ監督ヲナシテ保護ノ外觀ヲ塗飾シ。其實各宗管長ヲシ
 テ我羈軛ヲ離ル、コトヲ得ザラシム。之ヲ束縛ト言ハズシテ何ト言ハ
 ンヤ。
 要スルニ維新ノ初メハ是レ佛教壓制ノ時代ナリ。今日ハ是レ佛教束縛ノ
 時代ナリ。而シテ其ノ壓制ヤ。其ノ束縛ヤ。政事家ノ惡意ヨリ出ヅルモ
 ノニアラズシテ。不學無識ヨリ出ヅルモノナリ。即チ政教關係ノ事理ヲ
 明カニセザルノ致ス所ナリ。然ラバ今日以後ハ束縛ヨリ更ニ如何ナル狀
 態ニ轉移經過セントスルカ。放任カ。果シテ然ラバ佛教各宗ノ淪亡ハ日ヲ
 期シテ待ツベキノミ。

宗教ハ國家成立ノ要素ナリ。國民統一ノ精神ナリ。國民道德ノ源泉ナリ。
 然ラバ則チ佛教各宗ノ淪亡ハ憂フニ足ラズトスルモ。獨リ國家ヲ憂ヘザ

ルカ。

抑々政府ハ佛教各宗ニ對シテ長ク現今ノ束縛政略ヲ維持セント欲スル
 モ。内外ノ時勢ハ之ヲ許ササルナリ。即チ内ニ於テハ帝國憲法ノ實施ア
 リ。外ニ於テハ内地雜居ノ機ニ乘シテ諸外教陸續侵入スルノ今日ニ於テ
 ハ。復タ佛教ノミヲ束縛シテ外教ヲ放任スルノ制ヲ存スルコトヲ許サバ
 ルナリ。是レ誠ニ我國政事家ガ内ハ帝國千有餘年ノ歴史ヲ研究シ。外ハ歐
 洲文明各國ノ現行制度ヲ參酌シ。中正不偏ノ良制ヲ立テ、維新以來政教
 ノ關係ヲ紊亂シタルノ前罪ヲ償フベキノ好機ニアラズヤ。然ルニ何ゾ圖
 ラン政事家ハ更ラニ最後ノ一大失敗ヲ重ネントスルハ。若シ然ラズト
 ハ。刮目シテ新民法中ニ左ノ條項儼存スルヲ看ヨ。

祭祀。宗教。慈善。學術。技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ
 營利ヲ目的トセザルモノハ。主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコ

トヲ得。(民法第三十四條)

民法中法人ニ關スル規定ハ。當分ノ内神社。寺院。祠宇及佛堂ニハ之ヲ適用セズ(施行法第二十八條)

噫是レ佛教各宗ガ維新以來。壓制ノ苦ニ責メラレ。束縛ノ獄ニ投ゼラレタルノ極。愈々自滅ニ就カンガ爲メニ葬ラルベキノ命運ナル乎。將タ佛教モ神道モ耶蘇教モ同居セザルベカラザルノ墓地ナルカ。抑々日本帝國政教關係ハ此ノ如クナラザルベカラザル乎。

吾人ガ之ニ關シテ我國政事家及宗教家ノ猛省ヲ乞ハント欲スルモノハ。兩個ノ問題。即チ第一ハ佛教各宗ハ此ノ如シテ生存ヲ全ウスルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題。第二ハ國家ハ此ノ如シテ宗教ニ對スルノ任務ヲ全ウスルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題はレナリ。

以上兩個ノ問題ヲ解釋スルニ先テ。吾人ハ此民法第三十四條ニ就テ更

ニ一言セザルベカラズ。凡ソ民法ニ於テ規定スル所ノ法人ナルモノハ私法人ナリ。公法人ニアラザルナリ。此私法人公法人ノ區別ハ。次章ニ於テ詳ニ之ヲ説明スベシト雖ドモ。茲ニ大要ヲ撮シテ之ヲ云ヘバ私法人ナルモノハ權利義務ニ於テ同位ナル個人ガ或ル目的ノ爲メ隨意ノ契約ニヨリ集合スルノ團體ニシテ。國家ノ法律ガ若シ之ニ干涉スルコトアリトセバ。僅カニ民法ノ條項ニ據リテ之ヲ裁定スルニ過ギザルノミ。即チ民間一般ノ私立會社ハ概シテ此ノ如クナラザルハナシ。故ニ私法人ヲ以テ一國ノ宗教ニ應用スルトキハ。全ク是レ政教ノ關係ヲ分離スルモノニシテ。所謂純然タル放任ノ制度ナリ。世界ノ廣キ邦國ノ衆キ政教關係ノ事ハ。國各其制度ヲ異ニスト雖ドモ純然タル放任制度ヲ主張スルモノハ米國ノ外之レ見ザルナリ。米國ト雖ドモ之ヲ表面ニ主張スルノミ。其實放任制度ニアラザルナリ。今ヤ内ニシテハ帝國千有餘年ノ歴史ヲ研究セズ。外

ニシテハ各國ノ制度ニ參酌セズ。突飛ニモ此放任制度ヲ實施スルアラバ。果シテ奈何ナル結果ヲ現出スベキカ。請フ兩個ノ問題ニ就テ之ヲ論ゼン。

第一佛教各宗ハ此ノ如クシテ生存ヲ全ウスルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題。凡ソ世界宗教ノ起源タル。必ズ一人ノ教祖又ハ宗祖アリテ一教一宗教ヲ建立シ。幾多ノ徒弟ヲ集メテ教義ヲ授ケ以テ師弟ノ關係ヲナス。師弟ノ關係後ニハ變ジテ本末ノ關係トナル。故ニ本末ノ關係ハ之ヲ家族ニ譬レバ父子ノ關係ニ比スベク。又之ヲ國家ニ譬フレバ君臣ノ關係ニ比スベシ。抑々歴史上米國々初ノ清教徒ノ如ク。本末モナク階級モナキ同一信仰ノ集合體ヲ見ルコトナキニアラズト雖ドモ。此ノ如キハ一派ノ異安心者ガソノ正統ノ教會ヨリ分離シタル場合ニ限ルモノニシテ。宗教本來ノ發達ニハアラザルナリ。然リ而シテ宗教建立ノ初ヨリ教祖宗祖ノ教義性格及

境遇ニシテ國家ト調和ヲ缺ク所アレバ則ケ然ラズト雖ドモ。調和ヲ缺ク所ナケレバ。國家ハ必ズ公法上ノ權能ト有形的ノ資力トヲ宗教ニ與ヘテ之ガ保護ヲナシ。外部ヨリ宗教ノ成立ヲ維持スルモノナリ。是レ政教交互相輔クル所以ナリ。顧フニ現今歐洲ノ宗教制度ト雖ドモ亦タ此ニ淵源セザルハナシ。殊ニ我國ニ於テ佛教各宗ガ發達シタル境遇事情ノ如キハ最モ然リトス。

斯カル境遇事情ニ發達シタル我國佛教各宗ニシテ一朝ニシテ。米國々初ノ清教徒ニヨソ適應スベキ放任制度ノ下ニアルハ。恰モ冰塊ノ烈火ノ上ニアルニ異ナラズ。瞬間ト雖ドモソノ原形ヲ維持スルコト能ハザルベシ。何トナレバ私法人ナルモノハ個々社員隨意契約ノ外ニ何等ノ制裁力ヲ具ヘザレバナリ。故ニ千數百年ノ久キ師弟ノ關係アリ。本末ノ關係アリ。階級ノ關係アリ。上令下服ノ關係アリ。僧侶檀徒ノ關係アル我國佛教各

宗ヲシテ私法人タラシムルモノハ即チ是レ一朝其ノ組織ヲ破壊スルモノニシテ。今後本山ノ教令ニ服從セザルモノ將タ奈何ニシテ之ヲ制スベキヤ。異安心ヲ骨張スルモノ將タ奈何ニシテ之ヲ制スベキヤ。轉派。分離。獨立ヲ唱フルモノ將タ奈何ニシテ之ヲ制スベキヤ。恐ラクハ契約ノ外ニ之レナカラシ。而シテ其ノ契約タルヤ。個々隨意ニ成立スルモノナレバ。檀徒モ僧侶モ末寺モ本寺モ盡ク是レ同權ニシテ。此ヲ基礎トシテ成立スルノ教會組織ハ。恆ニ社員意思ノ變動ニ從フコト。恰カモ沙上ニ築クノ家屋ト一般ニシテ。暴風激濤一タビ至レバ忽チ傾覆センコト素ヨリ言ヲ待タザルナリ。

世ノ論者或ハ言ハシ。佛教各宗ガ師弟本末ノ分ハ千數百年間ノ習慣力ニ養成セラル、モノニシテ。縱令政府ガ宗教制度ヲ廢シ之ヲ私法人トスルモ。決シテ容易ニ破壊セラル、ガ如キノ薄弱ナルモノニアラズト。夫レ

然リ論者ハ明治五年政府ガ各宗僧侶ニ對シテ肉食妻帶ノ禁ヲ解クノ令ヲ下シタルハ。果シテ奈何ナル結果ヲ生ジタルヲ知ルヤ否ヤ。今日ト雖トモ祖師ノ遺訓ニ從ツテ肉食妻帶ノ禁ヲ守ルベキ天台。眞言。禪。淨土。ノ如キ諸宗ニシテ。現ニ此禁ヲ守ルモノハ殆ンド十中ノ二三ニ過ギザルベシ。蓋シ幕府時代ハ政權ヲ以テ佛教各宗ヲ監督スルコト極メテ嚴ニシテ。若シ以上諸宗ニシテ肉食妻帶ノ禁ヲ犯スモノアレバ政府ハ之ヲ寺ヨリ放逐シ。甚キニ至リテハ死刑ニ處セシコトアリ。然ルニ明治五年維新政府ガ一タビ此禁ヲ解クヤ。其勢恰モ洪水ノ堤防ヲ決シテ海ニ注グガ如ク。悍馬ノ脚轡ヲ破リテ奔逸スルガ如ク之レ敢テ止ム可ラズ。而シテ今日ニ及ンデハ以上諸宗ノ肉食妻帶ヲ以テ。殆ンド復タ破戒無慚ト目スル者ナキニ至レリ。然ラバ今ヤ政府ハ殆ンド是ト同一ノ方針ヲ以テ佛教各宗建立以來ノ本山組織ヲ一變シテ米國新教流ノ教會組織。即チ私法人タ

ラシメントス。又何人カ能ク之ガ爲メニ轉派者。分離者。獨立者。異安
心者。不服從者ヲシテ陸續輩出セシメ。卒ニ全ク本山組織ヲ破壊シ去ラン
コト。猶ホ彼ノ肉食妻帯ノ令一タビ下リテ今日ノ如キノ破戒者ヲ出セシ
ガ如クナラザルコトヲ保スルヤ否ヤ。然ラバ吾人ガ放任制度ヲ以テ佛教
各宗ノ生存ヲ全ウスルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題ヲ提出スルモ。亦タ其謂
レナキニアラザルナリ。

第二國家ハ此ノ如シテ宗教ニ對スルノ任務ヲ全ウスルコトヲ得ルヤ否ヤ
ノ問題。國家ト宗教トノ關係ガ古今其宜ヲ異ニスルハ是レ東西歴史ノ示
ス所ニシテ。決シテ千古不易一定ノ原則トテハアラザルナリ。然レドモ
今日國家學者ノ定義ニ從ヘバ。凡ソ近世ノ國家ハ人民全般ノ共同生活ヲ
規律シ併セテ其需要ヲ充タシ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス。而シテ
此生活ト云ヒ。需要ト云ヒ。利益ト云フモノハ。固ヨリ獨リ物質的ノ意

義ノミニ限ルニ非ルナリ。故ニ國家ハ鐵道。郵便。電信。其他工業等ノ
物質的事物ニ干涉スルガ如ク。亦タ教育。道德。美術等ノ精神的事物ニ
モ干涉シテ之ヲ獎勵スルノ義務アルモノナリ。

獨リ宗教ニ至リテハ世間出世間ノ二道ニ涉リ。且ツ其ノ根據トスル所ハ
個人各自ノ精神ニ屬シ。其ノ信仰ハ良心自由ノ權能ニ屬スルヲ以テ國家
ガ外部權力ノ及ブ所ニアラズ。然レドモ宗教ガ國家成立ノ要素タリ。國
民統一ノ精神タリ。道德ノ源泉タルハ明瞭ナル事實ナルヲ以テ。國家ハ
直接宗教ニ干涉セザルモ。間接保護スルノ義務ナリ。況ンヤ國家ニシテ
宗教ト歴史上ノ關係ヲ有シ。一國文化ノ發達ニ於テ提携シタルノ事實ア
レバ。信教自由ノ原則ト相悖ラザル限リハ遽カニ之ト關係ヲ絶テ宗教ヲ
シテ衰滅ニ陥ラシムルノ必要アルコトナシ。獨リ其必要ナキノミナラズ。
此ノ如キハ寧ロ國家本來ノ目的ト牴牾スルモノナリト云ハザルヲ得ザル

ナリ。然ラバ今ヤ一朝ニシテ千數百年ノ久キ我 先皇ノ保護ヲ盡シ。我文化ノ發達ニ於テ國家ト提携シタルノ佛教ヲシテ。米國以外未ダ曾テ主張セザル教會組織ニ激變シテ自滅ニ就カシムルハ。是レ果シテ國家ガ宗教ニ對スルノ任務ナル乎。或ハ辯護シテ曰ク。政府ハ決シテ佛教各宗ヲ冷遇スルノ意思ヲ抱クモノニアラズ。然ルニ放任制度ヲ實施シテ佛教ヲ廢滅スルノ巧方便トスト言フガ如キハ。ソノ政府ヲ誣罔スルモノ亦タ甚シカラズヤト。語ニ云ハズヤ治ト道ヲ同ウスレバ興ラザルハナク。亂ト道ヲ同ウスレバ亡ビザルハナシ。縱令佛教ヲ廢滅スルノ意思ナシトスルモ。佛教ヲ廢滅セシムルノ結果ヲ生ズ可キ方法手段ヲ實行スレバ。是レ亦タ亂ト道ヲ同ウスルモノニアラズヤ。而シテ今ヤ喋々之ヲ辯護スルハ。所謂耳ヲ掩フテ鈴ヲ盜ムモノニアラザルカ。

抑々吾人ガ以上ノ如ク忌憚ナク痛論スルモノハ。維新前即チ德川時代ノ

佛教ト維新後即チ今日ノ佛教トヲ比較シテ。霄壤ノ懸隔アルヲ認メテ心中無限ノ感慨ヲ生ズルヲ以テナリ。德川氏ノ佛教ヲ保護シタルニ關シテハ。世ノ論者或ハ以テ英雄宗教ヲ利用スルノ術トシ。或ハ以テ佛教ヲ腐敗スルノ結果ヲ生ゼシメタリトシ。或ハ以テ僧侶ヲ驕慢奢侈ニ陷レタリトシ種々之ヲ批難スルモノアレドモ。是レ皆一隅ノ片見ニシテ全局ノ公論ニアラザルナリ。試ニ德川時代ノ社會ヲ回顧セヨ。ソノ階級ハ大別シテ士。農。工。商トス。而シテ當代僧侶ノ智識。富裕。品位ハ士ニ比スレバ同等ナルモ。餘ノ農。工。商ニ比スレバ優等ニ居ルコト同日ノ論ニアラザルナリ。故ニ能ク多數社會ノ上流ニ立チテ感化ヲ施スコトヲ得タリ。然ル所以ノモノハ何ゾヤ。有形上ノ保護ヲ以テ之ヲ言ヘバ。寺領アリ。衣食ノ憂ナカラシム。無形上ノ保護ヲ以テ之ヲ言ヘバ。各宗本山ニ與フルニ公法上ノ權能ヲ以テシ。本末階級ノ秩序ヲシテ整然タラシム。之ヲ一言ス

レバ。私法人トナサズシテ公法人トナシタルガ故ノミ。而シテ今ヤ維新以來僅々三十餘年ヲ經過セザルニ。各宗僧侶ノ智識。富裕。品位ハ社會ノ多數ナル農。工。商ト同等ノ程度ニ低落シ。多數ニ至リテハ同等以下ノ程度ニアルモノアリ。然ル所以ノモノハ何ソヤ。我國社會ノ全體ハ維新以來非常ナル進歩ヲナシ。國民一般ノ地位ハ著ク改良シタリ。即チ今日農。工。商ノ智識。富裕。品位ハ徳川時代ノ能ク想像スル所ニアラザルベシ。而シテ獨リ佛教僧侶ノ智識。富裕。品位ハ之ト相伴フテ進歩スルコト能ハズ。是レ畢竟維新前ニハ國家ノ保護アリテ維新後ニハ國家ノ保護ナキニ原因スルコト。明々白々疑ヲ容レザルナリ。

上來論ズル所ニヨリテ讀者必ズ明知セン。宗教ヲ私法人トスルノ結果ハ何如ナルベキヤ。宗教ヲ公法人トスルノ結果ハ又何如ナルベキヤ。而シテ政府ガ今日以後我國宗教ヲシテ私法人タラシムルモノハ。即チ是レ佛

教各宗ヲシテ自滅ニ陥ラシムルモノニシテ。苟クモ愛國護法ノ志アル者ハ。今ニ及ンデ大聲疾呼之ヲ水火ノ中ヨリ救ハザルヲ得ザルベシ。

第三章 文明各國ニ於ケル政教ノ關係

政教ノ關係奈何ニスレバ中正ヲ得ベキカ。世或二者關係ノ密ナルニ偏シテ政教一致ヲ主張スルモノアリ。或ハ二者性質ノ別ナルニ偏シテ政教分離ヲ主張スルモノアリ。然ラバ一致ト分離ノ兩極端ニ馳スルハ共ニ中正ヲ得ルノ道ニアラザルベシト立論スルモノアリ。是レ誠ニ然リ。然レドモ斯ク論ズルノミニテハ唯ダ是レ漠然タル抽象的ノ論說ニ過ギズシテ。未ダ以テ刻下事實上ノ問題ヲ解釋スルニ足ラザルナリ。

抑々宇内古今政教關係ノ問題タル。之ヲ大別スレバ第一國教制度。宗教ヲ主體トスルトキハ國教制度ト云ヒ。國家ヲ主體トスルトキハ國教制度ト云フ。今ハ多キニ從ツテ之ヲ言フ。第二公認制度。第三放任制度此三種ノ外ニ出デザルベシ。國教制度ハ所謂政教一致ノ主義ナリ。放

任制度ハ所謂政教分離ノ主義ナリ。而シテ公認制度獨リ不即不離ノ中正ヲ得ルモノトス。是レ今代文明各國ノ通制タル所以ナリ。

夫レ國教制度ノ今日ニ行フベカラザル所以ノモノハ。一ハ社會進化ノ大法ニヨリ國家ノ支配スベキ範圍ト宗教ノ支配スベキ範圍ト判然分域ヲ異ニシ。二者互ニ其職ヲ守リテ相侵スベカラザルノ光明世ニ煥發シテ復ダ掩フベカラザルニ在リ。二ハ國教制度ヲ建設スル以上ハ。必ズ一種ノ宗教ヲ以テ國教ト定メ其他ヲ排斥セザルベカラザルノ傾向ヲ生ズルモノニシテ。信教自由ノ原則ト撞着スルモノアレバナリ。要スルニ政教一致ハ極メテ美名ニシテ吾人ノ耳感ニ快響ヲ與フルモ。國教制度ノ所謂政教一致ナルモノハ。目的ノ一致ヲ意味スルモノニアラズシテ手段ノ一致ヲ意味スルモノナレバ。斷々手トシテ復タ今日ニ行フベカラザルナリ。
哲學上該博ノ見ヲ以テ之ヲ論ズレバ。人類社會ハ一大機體ニシテ政治モ宗教モ人類社會ノ上ニ存在ヲ有シ。皆是レ人類ヲシテ終極完全ノ命運ニ達セシムルモノナレバ。目的ニ於テ一致

スト云フベシ。然レトモ目的ノ一致ト是ニ反シテ放任制度ハ已ニ上章ニ論ズルガ手段ノ一致トハ同カナラザレバ。如ク。極端ナル政教分離ノ主義ヲ實施スルモノニシテ。之ヲ實施スルトキハ米國新教流ノ教會組織ヲ除クノ外。内外一切ノ宗教ハ恐ラクハ生存ヲ全ウスルコトヲ得ザルベシ。何トナレバ放任制度ナルモノハ。民法上宗教ノ寺院及教會ヲ視ルコト他ノ私立會社ト毫モ異ナラザレバナリ。是レ我國ノ新民法第三十四條ニ。祭祀。宗教。慈善。學術。技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセザルモノハ。主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得トノ明文アル所以ナリ。此條項ニシテ實施セラル、トキハ。演劇改良會モ。禁酒矯風會モ。音樂慈善會モ。名勝維持會モ。教育講談會モ。寺院及教會ト同一ノ資格ニ在ルモノナリ。故ニ放任制度ト公認制度ノ根本差別ヲ論ズレバ。放任制度ハ宗教ノ寺院及教會ヲ以テ私法人トシテ。國家ノ眼界復タ宗教ト云フ特別現象ノ存在

ヲ認メズ。公認制度ハ宗教ノ寺院及教會ヲ以テ公法人トシテ。國家ノ眼界全ク宗教ト云フ特別現象ノ存在ヲ認ムルニアリ。

夫レ然リ。私法人ハ唯々民法ニ於テ存在シ公法ニ於テ存在セズ。之ヲ詳説スレバ。私法人ガ其團體内ニ於ケルノ結合力ナルモノハ。個々社員隨意契約ニシテ毫モ公法上ノ權能ヲ有セザルモノナリ。之ニ反シテ公法人ナルモノハ。公法ニ於テ存在スルモノナリ。故ニ宗教ノ寺院及教會ヲ以テ公法人トスレバ。本山管長ノ命令ハ其團體内ニ於テ時トシテハ政府ノ命令ト同一ナル効力ヲ有シ。僧侶ハ官吏ト同一ノ職位ヲ有シ。宗教教育ハ國家教育ト同一ノ尊重ヲ有スベシ。何トナレバ公法人ナル者ハ國家ト關聯シテ成立スルノ法人ナレバナリ。

抑々公法人ハ何ノ故ニ此ノ如キノ權能ヲ有スルヤト言ヘバ。全ク國家ガ國民ニ於ケル宗教ノ必要ヲ認メテ之ヲ制裁シ之ヲ保護センガ爲メニ。寺

院及教會ニ公法上ノ權能ヲ與フルニ外ナラザルナリ。故ニ公法人ハ獨リ宗教ノミニ限ルニ非ズ。今ヤ現ニ我國ニ實施セラレアル市町村制ノ如キモ亦公法人ナリ。公法人ナルガ故ニ人民ノ承諾スルヤ否ヤト問ハズシテ。道路學校其他公共ノ事ニ關シ諸事ヲ命令シ。課稅ヲ徵收スルノ權能アリ。是レ乃々公法上ノ權能ナリ。今ヤ佛教各宗ハ此公法上ノ權能ナキガ故ニ。各宗本山ハ會議ヲ開キテ布教費ヲ末寺ニ負擔セシムルノ決議ヲナシタリトテ。末寺ニ於テ之ヲ拒ミ若シクハ滯納スルトキハ之ヲ強制スルノ權能アルコトナシ。然ラバ之ヲ拒ムノ末寺住職ヲ免黜センカ。住職肯テ其寺ヲ立退カザレバ。是レ亦之ヲ強制スルノ權能アルコトナシ。而シテ各宗本山ノ會議決議ナルモノハ毎ニ無効ノ決議タルヲ免レズ。末寺ノ檀徒ニ對スル關係モ亦然リ。凡殿堂ノ建築修繕ニ於ケル。僧侶ノ修學布教ニ於ケル。維新前即チ徳川時代ニ於テ公然タル國家ノ干涉ハアラザ

レドモ。必ズ檀徒ノ身分財産ニ應ジテ之ヲ負擔スルノ習慣甚ダ堅固ナリ
 シナリ。然ルニ此ノ習慣ハ維新後廢佛毀釋ノ暴風雨ニ遭フテ大ニ動搖シ。
 今日ニ及ンデハ復タ奈何ントモスベカラザルニ至レリ。
 然レドモ此ニ一言スベキハ。宗教ヲ以テ公法人トシ之ニ與フルニ公法上
 權能ノ幾分ヲ以テスト雖ドモ。宗教ガ其ノ内部ニ於ケルノ自治ハ獨立ニ
 シテ妄ニ國家ノ干涉ヲ受ケザルコト是レナリ。此宗教ノ自治ハ市町村ノ
 自治ニ比スレバ。更ニ一層宏濶ナラザルベカラズ。若シ宗教ニシテ此自
 治ナケレバ。宗教ハ國家ノ保護ヲ受ルト同時ニ其ノ奴隸トナリ。政教混
 亂ノ端緒ヲ開キテ信教自由ノ大義ハ殆ンド地ヲ掃フニ至ラントス。
 以上ノ如ク論述スレバ讀者ハ已ニ明知セン。公認制度ハ必ズ公法人中ニ
 存在スルモノナルコトナリ。而シテ公認制度ガ今日ニ方リテ字内文明無比
 ノ良制タル所以ノモノハ。一方ニ於テハ政教二者ノ分域ヲ明カニシ。一

方ニ於テハ宗教制裁及ビ保護ノ目的ニ適スルニアリ。然ルニ今日我國ノ
 政事家間ニ或ハ公認制度ノ良制ヲ認ムルモノナキニアラザルモ。其心蓋
 シ猶ホ帝國憲法信教自由ノ精神ニ差闕ナキヤ否ヤノ問題ニ釋然タル能ハ
 ザルモノアリ。吾人ハ此等政事家ガ惑ヲ解クニハ。我國ヨリモ一層明確ニ
 信教自由ノ必要ヲ感シ。且ツ之ヲ憲法ノ明文ニ掲ルノ歐洲各國ガ實施ス
 ル所ノ現行制度ハ。總テ是レ公認制度タルコトヲ以テセントス。此等政
 事家ニシテ信教自由ト公認制度トガ歐洲各國ニ於テ並ビ行ハレテ相悖ラ
 ザルヲ見ルトキハ。事實上ニ於テ信教自由トハ何物ナルヤ。又公認制度
 トハ何物ナルヤヲ明カニスルモ難キニアラザルベシト信ズ。是レ吾人が
 讀者ノ厭倦ヲ憚カラズシテ。歐洲各國ノ宗教制度ヲ左ニ概擧スル所以ナ
 リ。
 甲公法上ノ權能。佛國ハ國內ノ宗教ヲ分別シテ公認教。非公認教ノ二

種トシ。各公認教ニ對シテハ國家ヨリ之ヲ保護シ。宗教局ヲ設ケテ教會ノ規定セル法律ノ施行ヲ監督ス。殊ニ羅馬舊教ノ大教正ハ政府之ヲ任命シ。全國内ノ各町村ハ其地ノ牧師ニ住宅ヲ給シ。又布教費ヲ補助スルノ義務アリ。奧國モ亦タ佛國ト同ク公認教非公認教ノ二種ヲ區別シ。各公認教ニ對シテハ公法人ノ資格ヲ與ヘ。宗教上ノ費用ハ政府ノ同意ヲ經テ之ヲ信徒ヨリ徵收セシメ。行政處分ヲ以テ之ヲ助ク。又牧師ヲシテ信徒ノ出生。死亡。及婚姻ニ關スル登記ヲ掌ラシム。但シ教會内部ノ事件ニ關スル自治權ハ。憲法ヲ以テ之ヲ規定明示セリ。英國ハ宗教上種々ノ因革ヲ經タルノ國ナルモ。現時ニ於テモ英國教會ハ蘇愛二國ヲ除キテハ。皇帝ヲ以テ教會ノ元首タルコトヲ明揭セリ。故ニ皇帝位ニ即クヤ。必ズ國法ノ定ムル新教即チ英國教會ニ加盟セザル可カラズ。而シテ即位ノ大禮式ハ英國教會ノ大教正之ヲ行フモノト

ス。從ツテ其大教正ノ就職ハ皇帝ノ親任ニ係ルモノトス。普國ハ其國ノ宗教ヲ區別シテ公認教。容認教ノ二種トナシ。各公認教ニ與フルニ公法人タルノ權能ヲ以テシ。各公認教寺院教會ノ所有土地及家屋ハ國稅地方稅共ニ之ヲ免除シ。適當ナル教師ヲ養成センガ爲メニ。國立大學ノ中ニ於テ特ニ神學ノ一科ヲ置キテ國費ヲ以テ之ヲ維持シ。又公認教ノ費用徵收ハ行政處分ニヨリテ之ヲ執行スルコトヲ許ス。以太利ノ憲法ハ羅馬舊教ヲ唯一國教ト宣言シタルモ。今ハ之ヲ廢シ。約保條例ニヨリテ羅馬法皇ノ威嚴。獨立及教會ノ完全ナル獨立ヲ保障シタリ。即チ法皇ハ神聖ニシテ侵ス可ラズ。法皇ニ對シテ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタルモノハ。國王ニ對スルト同ク處罰セラレ。法皇ニ對スルノ敬禮ハ國王ニ對スルト同ク。兵ヲ以テ法皇ノ宮城ヲ護衛シ。教皇廳ヨリ下シタル宗教ノ命令ニ關シテハ之ニ干渉スルコトヲ許サザル等ニシ

テ。羅馬舊教以外ノ宗教ハ總テ之ヲ容認スルモノ、如シ。瑞西ハ聯邦全體トシテハ各宗教會ニ同等ノ權ヲ與フルヲ主義トスルモ。各邦ノ國法ニ於テハ大抵公立教會制即チ公認制度ヲ主義トシ。之ニ國家ノ補助ヲ與ヘ。又國法ニヨリテ組織ヲ定ムル等ノ特權ヲ與ヘタリ。露國ハ希臘教ヲ國教トナシ。其他ノ宗教ヲ容認スレバ。是レ亦タ往昔ノ純然タル國教制度トハ同カラズシテ。蓋シ亦タ國教制度ト公認制度ノ中間ニ在ルモノ、如シ。而シテ國教事務ハ中央政府ニ教務院ヲ置テ之ヲ管掌シ。教務院ノ議員及大教正等ハ。露國皇帝ノ任命スル所タリ。乙有形上ノ保護。普國ノ各公認教經費ハ。多ク之ヲ國庫ヨリ支給ス。和蘭新舊耶穌教及猶太教ニハ。毎年國庫ヨリ大約二百萬「グルデン」ノ補助金ヲ支出セリ。佛國ハ毎年國庫ヨリ各公認教ニ對シテ。壹千貳百五十萬圓ノ經費ヲ支出セリ。奧國ハ新教ニ對シテハ毎年一定ノ補助費ヲ

與ヘ。舊教ニ對シテハ宗教基本財産ナルモノヲ設ケ政府ニ於テ之ヲ管理シ。該教牧師ノ收入不足スルトキハ。基本財産ノ中ヨリ特ニ不足額ヲ補給ス。總シテ舊教牧師ノ恩給ハ。政府ヨリ之ヲ支給セリ。英國所謂國立教會ハ政府之ニ代リテ教會稅ヲ徵收シ。千八百九年ニ於テ下院ガ毎年十萬磅ヨリ百萬磅ニ至ルノ寄附ヲナスベキ決議ハ。今日ニ繼續シテ實施セラレタリ。故ニ英國教會ハ世界宗教ノ最モ富裕ナルモノニシテ。一千八百七十七年ノ調査ニヨルモ。大教正二名。副大教正二十八名ノ毎年收入ハ。十六萬三千磅ノ多キニ達シタリ。伊太利ハ約保條例ニヨリ羅馬法皇ニ特別補助金トシテ。毎年三百二十二萬五千「リラ」ヲ國庫ヨリ支出スルコトヲ規定シタリ。丙僧侶ノ待遇法。佛國各公認教ノ僧侶教師ハ。兵役免除ノ特典アリ。又教師ハ陪審官タルベキ義務ノ免除アリ。而シテ教師ガソノ職權ヲ行

フトキハ政府之ヲ保護ス。埃國公認教中ノ羅馬舊教七人ハ。宗教ヲ代表シテ貴族院ニ列席スルノ特權ヲ有ス。而シテ各公認教ノ教師ハ。職務上官吏ト同一ノ待遇ヲ受ク。普國公認教ノ教職ニ就クニハ。國立大學ニ於テ三年間神學ヲ研究シタルノ條件ヲ要シ。又教職ヲ任ズルニハ上職教師ハ先ヅ其職名ヲ表示シテ。州知事ニ候補者ヲ指名スルヲ乞フノ義務アリ。是等ハ稍々嚴ニ過ルガ如シト雖ドモ。却テ宗教ガ國家ニ重視セララル、ノ證トシテ之ヲ見ルベキナリ。英國國立教會即チ所謂英國教會ノ大教正及教正ハ。上院ニ列席スルノ特權ヲ有スルモノナリ。以上舉止スル所ハ僅ニ是レ歐洲各國宗教ノ一斑ニ過ギズト雖ドモ。亦タ以テ宗教ガ如何ニ國家ニ重要視セラレ。如何ニ保護セラレ。又僧侶ガ如何ニ待遇セラレアルカヲ見ルベシ。顧フニ西洋ノ耶穌教各派ガ。今日ニ於テ猶ホ國民ノ精神ヲ一統シテ國家成立ノ要素タルモノハ此ニ職由セズン

バアラズ。若シ試ニ我國佛教各宗ヲシテ此ノ制度。此ノ保護。此ノ待遇ノ下ニアラシメヨ。決シテ今日ノ如キノ衰態悲境ニハ陥ラザルベシ。世或ハ人能弘道非道弘人ト云フ東洋聖賢ノ一時爲メニスル所アリテ發シタル言ヲ墨守シテ。何如ナル場合ニモ單行スベキ不易ノ金言トナシ。法法ヲ弘ムルカ。人法ヲ弘ムルカ杯ト高論放言シ。刻下我國政教關係ノ艱局ヲ冷眼ニ附シ去ラントスルモノナキニアラザルモ。是等ハ實ニ時勢ヲ曉ルノ活識ナキ人物ナリト云ハザルヲ得ズ。若シ人アレバ其法ヲ要セズトナレバ。釋尊ノ戒律モ必ズ設クルニ及バザルベシ。蓋シ今日ハ法ヲ以テ國家ヲ規律スベキノ時代ナリ。亦タ最モ政教ノ關係ヲ規律スベキノ時代ナリ。若シ 天皇陛下ニシテ畏レ多クモ 皇祖皇宗ノ御遺訓ヲ體シ。億兆蒼生ヲ子視シ玉フノ御仁德アラセ玉ハシ。帝國憲法ハ制定スルニ及バズト云フモ識者夫レ之ヲ許サンカ。吾人ガ歐洲現行ノ宗教制度ヲ

參酌シテ今日我國ニ適當スベキノ宗教制度ヲ確立スベシト切望スルモノ
 ハ。敢テ新奇ニシテ經驗ナキ事ヲ主張スルニアラズ。我國從來ノ制度ハ期
 セズシテ歐洲各國今日ノ宗教制度ト頗ル符合スルモノアレバナリ。
 吾人ガ以上ノ例ヲ引據シテ最モ我國ノ政事家及宗教家ニ注意ヲ與ヘント
 欲スルモノハ。現ニ公認制度ヲ實施スル夫ノ歐洲各國ハ。皆是レ信教ノ
 自由ヲ重ンズルノ國ナルコト是レナリ。抑々世界ニ信教自由ノ眞理ヲ煥
 發シタルモノハ誰ゾヤ。豈ニ歐洲各國ニアラズヤ。我國ノ如キハ之ガ餘光
 ナ受ケテ。信教自由ノ原則ヲ知了シ且ツ之ヲ唱道スルモノニアラズヤ。
 而シテ此等各國ハ我國ト同一憲法ヲ以テ臣民信教ノ自由ヲ保障シ。縱令
 憲法ニ同一ノ明文ヲ掲ゲザルモ。僅ニ露ノ一國ヲ除クノ外ハ。其ノ臣
 民ハ完全ニ信教ノ自由ヲ享受セザルハナシ。然ラバ則チ凡ソ文明各國ニ
 於ケル信教ノ自由ナルモノハ如何ナル意義ヲ有スルカ。之ヲ斷定スルニ

難カヲザルナリ。

抑々信教ノ自由ナルモノハ一國人民ガ外部一切ノ束縛ヲ脱シ。各自良心
 ノ判斷ニ從ツテ信奉スベキ宗教ヲ自由ニ撰擇シ得ルノ權理ヲ指シテ之ヲ
 稱スルナリ。故ニ我帝國憲法ガ日本臣民信教ノ自由ヲ保障スルモノハ。
 即チ此ノ信奉スベキ宗教ヲ自由ニ撰擇シ得ルノ權理ヲ保障スルノ謂ヒナ
 リ。故ニ此宗教ヲ自由ニ撰擇シ得ルノ權理ヲ妨礙スル所ナケレバ。如何
 ナル政教關係ノ制度ヲ建設スルモ。之ヲ信教自由ノ精神ト反對スルノ制
 度ト稱スルヲ得ザルナリ。

以上ノ定義ヲ以テ確乎動カスベカラズトスルトキハ。國家ハ如何ナル制
 度ヲ建設シテ信教ノ自由ト相容ル、コトヲ得ベキカ。又相容ル、コトヲ
 得ザルカ。之ヲ斷定スルニ難カラズ。乃チ先ツ信教自由ノ原則ト相容レ
 ザルノ場合ヲ左ニ假定スベシ。

一 國家ガ一種ノ宗教ヲ以テ國教ト定メ。國內人民ガ他ノ宗教ヲ信奉スルヲ禁ズルノ場合。

二 國家ガ或ル宗教ヲ保護シ制裁シテ。他ノ宗教ヲ制裁ノミシテ保護セザルノ場合。茲ニ所謂制裁ナルモノハ寺院教會及僧侶ニ對スルノ制裁ニシテ一般人民ニ對スルノ制裁ニアラズ

三 國內臣民ヲシテ宗教上ノ儀式ニ強從セシムルノ法律ヲ設クルノ場合。

試ニ思ヘ第一ノ場合ハ。國家ガ積極的ニ國內臣民ガ宗教選擇ノ自由ヲ束縛スルモノニシテ。古昔ノ國教制度ガ信教自由ノ原則ト相容レザル所以ハ此ニ存ス。第二ノ場合ハ。第一トハ霄壤ノ懸隔アリト雖ドモ。一ノ宗教ヲ保護シ制裁シテ他ノ宗教ヲ制裁ノミシテ保護セザルハ。其ノ然ル所以ニト然ラザル所以ニ於テ。特別ナル理由ノ存在スルニアラザル以上六。國民宗教選擇ノ自由ト未ダ相容レザル所アルヲ免レザルナリ。第

三ノ場合ハ。國民宗教選擇自由ヲ束縛スルモノニアラズト雖ドモ。明カニ其ノ一部ヲ束縛スルモノナレバ。是レ亦ダ信教自由ノ原則ト相容レザルモノナリ。

更ニ以上三個ノ場合ヲ事實ニ適用シテ之ヲ説明スレバ。露國ガソノ國教タル希臘教ヨリ他教ニ改宗スルヲ處罰スルノ法律ヲシテ猶ホ今日ニ實施セシメバ。是レ猶ホ中古國教制度ノ宮窠ヲ脱セザルモノニシテ。國民宗教選擇ノ自由ヲ妨礙スル所アルハ論ヲ待タザルナリ。若シ然ラバ露國ノ宗教制度ハ。第一ノ場合ヲ免レザルモノアリト云ハザルヲ得ザルナリ。

英國ガ獨リ英國教會ヲ厚ク保護シテ其他ノ教會ヲ保護セズ。佛國ガ國內ノ宗教ヲ區別シテ公認教。非公認教ノ二種トスルハ。第二ノ場合ニアルコトヲ免レザルガ如シト雖ドモ。其ノ王室及國家ガ英國教會トノ關係ハ。歷史上深キ理由ノ存スルモノアリ。又佛國ガ或ル宗教ヲ非公認教トスル

モノハ。國家ノ治安秩序ニ有害ト認ムルノ理由ニ存スルモノナレバ。決
 シテ第二ノ場合ニ適用セラルベキモノニアラザルナリ。
 歐洲各國ガ輒近ニ至ル迄。法律ノ威力ヲ以テ一般國民ヲシテ日曜日ノ安
 息ヲ遵守セシメ。又ハ議員官吏ガ就職ノ時ニ耶穌教ノ宣誓式ヲ執行セシ
 メタルガ如キハ。第三ノ場合ニ恰當スルガ如シト雖ドモ。是レ耶穌教ノ
 信仰ガ一般國民ヲ支配シ棄教者。背教者ナキノ時代ニアレバ。亦タ信教
 自由ヲ束縛スルノ制度ト見做スベカラザルナリ。
 夫レ然リ吾人が主張スル公認制度ノ如キハ。固ヨリ一種ノ宗教ヲ以テ國
 教ト定メ。他ノ宗教ヲ禁ズルモノニアラズ。又特別ノ理由ナクシテ一ノ
 宗教ヲノミ保護シテ。他ノ宗教ヲ保護セザルモノニアラズ。抑々又國民ヲ
 シテ宗教上ノ儀式ニ強從セシムルモノニアラザレバ。即チ是レ信教自由
 ノ原則ト並ビ行ハレテ相悖ルノ制度ニアラザルコトハ。赫然トシテ天日

ノ照ラスガ如ク。何人ト雖ドモ顧フニ復々疑雲迷霧ノ裡ニ彷徨スルモノ
 ハナカルベシ。

然ラバ公認制度トハ如何ナル制度ナルカ。保護ハ則チ保護ナリト雖ドモ。
 一ノ宗教ノミヲ保護シテ他ノ宗教ヲ保護セザルモノニアラズ。即チ國內
 ノ宗教ヲ偏私ナク保護スルノ制度ナリ。若シ之ヲ保護セザルモノアリト
 セバ。國家ノ生存ヲ害スルモノアルカ。然ラザレバ其ノ治安秩序ニ有害
 ナリト認ムルヲ以テナリ。若シ又タ保護ニ厚薄アリトセバ。歷史上ノ甚
 深ナル關係ニ出ヅルモノナリ。

蓋シ保護ト制裁トハ相須ナテ離ルベカラズ。國家已ニ宗教ヲ保護スル以
 上ハ。又之ヲ制裁セザルベカラズ。尤モ此ノ制裁ハ法律上外部ノ制裁ニ
 シテ。毫モ宗教ノ自治ヲ破壞スルノ意義ヲ含マザルナリ。蓋シ國家ノ目
 的トスル所ハ。前章ニ論ズルガ如ク。人類共同ノ生存ヲ規律シテ之ヲ完

全ナラシムルニ在リ。又宗教ノ目的トスル所ハ。人類ヲシテ至善至美完全圓滿ノ理想ニ到達セシムルニ在リ。故ニ形而上ニ於テハ。國家ト宗教トハ同等ノ地位ニ立ツモノナリト雖ドモ。形而下ニ於テハ。國家ハ人類界中絶對無比ノ最高權ヲ有スルモノナレバ。宗教ハ其ノ法律ノ下ニ服從シテ之ガ制裁ヲ受ケザルヲ得ザルナリ。是レ保護ト制裁トガ公認制度ノ二大要件タル所以ナリ。

第四章 我國政教關係史ノ概要

我國ノ政教關係史ハ。佛教ノ傳來ト俱ニ始マレリ。佛教ノ傳來以前ニ於テハ。我國神祇ノ祭祀儀式ハアレドモ。宗教トシテ觀ルベキモノハ一モ存在セザリシナリ。然ルニ佛教ハ是レ世界各宗教中ノ完全ナル宗教性格ヲ具フルモノナリ。此ノ宗教ニシテ一旦我國ノ國家ト關係ヲ生ズ。則テ其ノ政教ノ關係ニ於テ。我 先皇ハ如何ナル制度ヲ建設シ。微猷ヲ當

時ニ施シテ洪範ヲ後代ニ垂レ玉フタルカ。今日政教關係ノ問題ヲ解釋スルニ方リテ。之ヲ研究スルノ必要ナルハ。歐洲各國ノ現行制度ニ比スレバ。更ニ一層ノ重要ナルモノアリ。

佛教ノ我國ニ傳來スルヤ。欽明天皇ノ朝ニ始リ。敏達。用明ノ二朝ニ於テハ。之ガ爲メニ守舊開進兩黨ノ激烈ナル軋轢ヲ生シテ。勝利ハ遂ニ開進黨ニ歸シ。佛教ハ僅々數十年ノ間ニ於テ堅牢不拔ナル脚地ヲ占メタリ。是ニ於テ推古天皇ノ朝ニ至リテハ。聖德太子憲法十七條ヲ制定シ玉ヒ。宗教制度即チ佛教ニ對スルノ制度ハ茲ニ權輿シタリ。

抑々聖德太子ノ憲法十七條ハ。水戸編脩ノ大日本史ニ論ズルガ如ク。勸戒飭令ノ語ニ過ギズト雖ドモ。我制國法ノ濫觴ハ此ニ存ス。然ルニ今ヤ吾人熟シ此十七憲法ノ精神ヲ觀ルニ。君則天之臣則地之天覆地載君言臣承ヲ以テ第一義トシタリ。所謂君則天之トハ君主ヲ天ニ比シ。臣則地之

トハ臣民ヲ地ニ比スルモノニシテ。君言臣承トハ君主ノ命令スル所。臣民必ズ之ヲ遵奉スベキノ大義ヲ示メシ。炳焉トシテ夫レ明カナリ。然ルニ此憲法ノ第二條ニ。篤敬三寶三寶者佛法僧也。則四生之終歸。萬國之極宗。不歸三寶何以直枉ノ明文アリ。是ニ由リテ之ヲ觀レバ。聖德太子ハ佛道ヲ崇信シ玉フタルノ餘リ。僧侶ヲ以テ一切臣民ノ上ニ立テ玉フテ。佛教ノ寺院及僧尼ハ國家法律ノ下ニ支配セラレザルガ如シト雖ドモ。決シテ然ラズ。所謂三寶ナルモノニハ。同體三寶アリ。別體三寶アリ。同體三寶トハ。人々具足。個々圓成ノ真理ヲ稱スルモノニシテ。所謂吾人ノ宗教心之ニ外ナラザルナリ。別體三寶ニ至リテハ則チ然ラズ。已ニ其形ヲ外界ニ現ズルヲ以テ。僧侶ハ佛ノ使徒。法ノ護持者トシテ或ハ帝師。國師。禪師等ノ名稱ヲ與ヘラレ。異常ナル敬待優遇ヲ受クベシト雖ドモ。其ノ身分ヲ以テ之ヲ言ヘバ。猶ホ國家ノ臣民ナリ。已ニ國家

ノ臣民ナルヲ以テ。亦タ君言臣承ノ大義ニ違フコトヲ得ザルナリ。

是ヲ以テ推古天皇ノ三十二年ニ僧正。僧都。法頭ヲ置キ。諸寺所造ノ緣起。僧尼入道ノ緣由及得度ノ年月日ヲ檢校セシメタルハ。即チ是レ寺院及僧侶ヲ國家法律ノ下ニ支配シタルノ始メナリ。史ニ云フ同帝ノ御宇ニ一僧アリ。斧ヲ以テ祖父ヲ毆ツ。大信大伴屋栖野古連之ヲ天皇ニ奏ス。天皇即チ大臣ヲ召シテ宣ハク。夫レ出家ハ三寶ニ歸シテ戒律ヲ持ツベキモノナリ。而シテ今惡逆ヲ犯スコト此ノ如シ。宜ク諸寺ノ僧尼ヲ集メテ之ヲ推鞠シ。所犯アルモノハ悉ク之ヲ罪スベシト。依テ僧七人。尼五百七十九人ヲ罷メタリト。是レ顯然佛教ノ寺院及僧侶ヲ以テ。普通臣民ト同ク國家法律ノ下ニ置キタルモノニアラズヤ。而シテ吾人ノ最モ注意スベキハ。夫レ出家ハ三寶ニ歸シテ戒律ヲ持ツベキモノナリノ一句ニ在リ。所謂三寶ナルモノ。同體三寶ヲ意味スルモノニアラザレバ。安ソ

此言アルコトヲ得シヤ。

爾後佛教ニ關スルノ制度法令。續々發布セラレ。淳仁天皇ノ天平寶字四年ニハ。僧位ヲ三位十三階ト定メ。大法師位及師位ヲ以テ勅授ニ准シ。其ノ以下ヲ奏授ニ准シ。寶龜四年ニハ僧正ヲ從四位ニ准シ。大小僧都ヲ正五位ニ准シ。律師ヲ從五位ニ准シタリ。而シテ孝德天皇大化ノ革新。大ニ唐制ヲ採用シ。八省百官ヲ設ケ玉フヤ。治部一省特ニ佛教ノ管理ヲ掌リ。文武天皇大寶ノ令三十篇中。僧尼ニ關スルモノ二十七條アリ。其内今日最モ吾人ノ參考ニ供スベキモノ數條アリ。

第一條 凡僧尼上觀立象假說災祥語及國家妖惑百姓習讀兵書殺人奸盜及詐稱得聖道並依法律附有司科罪

第二條 凡僧尼卜相吉凶及小道巫術療病者皆還俗其依佛法持咒救病不在禁限

第四條

凡僧尼將三寶物餉遺官人若合構朋黨擾亂徒衆及罵辱三綱凌突長宿者百日苦使若來論事辭狀正直以理陳者不在此例

第十四條

凡任僧綱必須用德行能化徒衆道俗欽行綱維法務者所舉徒衆皆連署牒官若有阿黨朋煽浪舉無德者百日苦使一任以後不得輒換若有過罰及老病不任者即依上法簡授

第十七條

凡僧尼有私事訴訟來詣官司權依俗形參事其佐官以上及三綱爲衆事若功德須詣官司者並設床席

第十八條

凡僧尼不得私蓄園宅財物及輿販出息

第十九條

凡僧尼於道路遇三位以上者隱五位以上停馬相指而過若步者隱

東西各國ノ歴史ニ就テ之ヲ觀ルニ。古代政教關係ノ宜ヲ得タルモノハ我國ニ若クハナシ。試ニ歐洲中古以降輒近ニ至ル迄ノ歴史ヲ觀ミ。羅馬法

皇ガ各國君主ノ王位ハ神ヨリ授ケラルベキモノニシテ。自己ハ即チ神ノ代理者ナリ。羅馬教會ハ全世界ヲ統治スベキ神ノ天國ニシテ。世俗ノ國家ハ教會ノ下ニ隸屬スベキナリト云フノ口實ヲ以テ。各國帝王ニ冠冕ヲ授ケ。其意ニ適セザルコトアレバ。之ヲ宗門ノ外ニ擯斥シテ其位ヲ保ツコトヲ得ザラシメ。教會ノ權力及財産ハ殆ンド國家ヲ凌駕シ。歐洲人民ヲシテ千餘年間兩頭政治ノ下ニ呻吟セシメタル所以ノモノヲ尋ヌレバ。蓋シ亦タバレンシヤン、ヂユスナニヤンノ二帝ガ。其初羅馬教會ノ監督ニ與フルニ教務首長ノ位置ヲ以テシ。又教會ニ與フルニ西歐全體ニ於ケルノ立法權及最高ノ裁判權ヲ以テシ。而シテ教會ノ法律命令ハ。即チ國家ノ法律命令ト同等ノ効力ヲ有スルノ宣言ヲ以テシタルニ淵源セズンバアラザルナリ。是ヲ以テ羅馬帝國ノ式微ニ就クヤ。羅馬教會ハ帝國ニ代リ。政教混亂ノ源ヲ開キ。千餘年間教會ヲシテ獨リ跋扈セシムルニ至

レリ。而シテ近世國家ガ政教ノ分離ヲ唱へ。國家ノ最高權ヲ回復スルヤ。蓋シ容易ニアラザルナリ。

以上ノ理由ニヨリテ歐洲各國ノ政教關係ハ。國教制度ヨリ漸々公認制度ニ改革シテ現今ニ至ルモノナリ。ソノ國教制度ヨリ公認制度ニ改革スルヤ。即チ是レ暗世ヨリ文明ニ進ムノ大勢ヲ代表スルモノニシテ。恰モ長夜ノ紅天白晝ニ變ズルガ如キモノアラン。然ルニ我國政教關係ノ歴史ハ全ク之ニ異ナリテ。佛教傳來以來純然タル公認制度ナリ。是レ一ハ佛教ト耶穌教トガ本來ノ性質ヲ異ニスルニヨルト雖ドモ。一ハ我國體ノ尊嚴無比ニシテ而カモ我 先皇ノ意圖深遠。政教ノ關係ヲシテ大中至正ノ道ニ由ラシメ玉フタルノ致ス所ニアラザルハナシ。

抑々吾人刻下我國ノ宗教制度ヲ建設スルニハ。宜ク之ヲ我國古來ノ制度ヲ參酌スベシト云ヘバ。或ハ千餘年前國教制度ノ舊夢ヲ繰リ還ヘスモノ

ニアラザル歟ト思フモノアレドモ。是レ徒ラニ歐洲政教關係ノ歴史ヲ知
 リテ未ダ我國ノ歴史ヲ知ラザルモノナリ。我國王朝時代ノ宗教制度ハ。
 宗教ヲ國家主權ノ下ニ置キテ之ヲ保護制裁シタルモノニシテ。抑々
 人民宗教上ノ信仰ヲ強制シタルコトナシ。即チ聖德太子十七憲法ノ篤ク
 三寶ヲ敬セヨトアルモ。所謂勸戒飭令ノ辭ニ過ギザルノミ。然ルチ千餘
 年ノ久キ政教混亂ノ歐洲ト同一ノ看チナスハ。歷史上ノ事實ニ味キモ亦
 タ甚シカラズヤ。
 然レドモ以上僧尼令中ヨリ數條ヲ拔摘シ。王朝時代ニ於ケル宗教制度ノ
 精密周到ナルノ一斑ヲ示メスモノハ。制裁ノ一面ノミ。若シ轉シテ保護
 ノ一面如何ンヲ見レバ。國費ヲ以テ諸大寺ヲ造營シタルコト。寺領ヲ給
 シタルコト。官費ヲ以テ僧侶ニ學問セシメタルコト。僧侶ヲ官吏ノ位格
 ニ准シタルコト。僧侶ノ階級ヲ設ケタルコト。僧侶ノ租稅及兵役ヲ免ジ

タルコト。僧侶私事ノ訴訟アリテ法庭ニ出頭スルトキハ俗服ヲ着ケシメ
 タルコト等。凡ソ其ノ佛教ヲ保護シ。及僧侶ヲ待遇スルノ方法ニ至リテ
 ハ。今代歐洲各國ノ宗教制度ト往々期セズシテ符合スルモノアリ。
 然ラバ政教二者互ニ混亂セズシテ互ニ相輔ルノ原則ハ。我國ニ於テハ已
 ニ古來ヨリ最モ明晰ニ理會セラレタリ。豈ニ歐洲各國ガ久ク政教混亂ノ
 禍ヲ受ケタルト同カラシヤ。天台ノ開祖傳教大師ガ末法燈明記ニ。夫レ
 一如チ範衛シテ。以テ化ヲ流スモノハ法皇ナリ。四海ニ光宅シテ。以テ
 風ニ乘ズルモノハ人皇ナリ。然ラバ則チ人皇法皇互ニ顯ハレテ物ヲ開キ。
 眞諦俗諦遞ニ因リテ教ヲ弘ムルハ。玄籍宇内ニ盈チ。嘉猷天下ニ溢ル
 、所以ナリト敘セシハ。文辭閎深ニ過ギテ微旨却ツテ得難キガ如クナレ
 ドモ。明ニ是レ道德上王法ト佛法。即チ國家ト宗教トヲ同位ニ置キタル
 モノニシテ。其ノ自ラ處スル所以ニ至リテハ。國法ヲ奉ズル忠愛ナル臣民

タルヲ失ハズ。是レ豈ニ歐洲中古國家宗教對立主義ト同カラシヤ
寧ロ獨リ是レノミナラシヤ。傳教大師ガ山王一實説ヲ唱ヘタルモ。弘法
大師ガ本地垂迹説ヲ唱ヘタルモ。其後各宗祖師ガ鎮護國家説若クハ王法
爲本説ヲ唱ヘタルモ。皆是レ我國家ト佛教トノ同化ヲ觀ルベキモノニシ
テ。其ノ本源ハ我 先皇制作ノ美ニ存セズンバアラザルナリ。
然ルニ王朝ノ漸ク衰フルヤ。百度弛廢シテ綱紀振ハズ。南都北都ノ巨刹
大寺。動モスレバ干戈ヲ弄シ王命ニ抗スルニ至リシハ。世ノ論者往々我
先皇佛教ヲ崇信シ僧侶ヲ過寵シ玉フタルノ結果ナリト慨歎スルモノ
アレドモ。是レ王朝時代宗教制度ノ弊ニアラズシテ。寧ロ却テ宗教制度
ガ行ハレザルノ結果ナリト云ハザルヲ得ズ。即チ大寶僧尼令第一條ノ兵
書ヲ習讀シ。人ヲ殺スモノハ罪ヲ科ス。第四條ノ朋黨ヲ合構シ。徒衆ヲ擾
亂スルモノハ百日苦使ストノ法文ニシテ。制裁力ヲ有スル間ハ。寺院及

僧侶ハ寸毫ダモ不軌ノ民タルコトヲ得ザルベシ。況ンヤ干戈ヲ弄シ王命
ニ抗スルニ於テヤ。
之ヲ要スルニ皇綱紐ヲ解キ。武門ノ世トナリテ以來ハ。源。平。北條。
足利ヲ始メトシテ。之ニ隸屬スル大小ノ武族ナルモノハ。盡ク是レ王制
ヲ蔑ニシ。王土王民ヲ私シタルモノニアラザルハナシ。殊ニ平相國清盛
ガ重衡ヲシテ興福寺。東大寺ヲ焚カシメ。織田信長ガ叡山ヲ焚キ。又本
願寺ノ顯如上人ヲ石山ニ攻メタルガ如キ。武門武族ガ佛教各宗ニ對スル
ノ殘忍無慈悲ナルコトハ。復タ王朝時代ノ舊ニ非ズ。斯ル戰國ノ世ニ方
リテハ寺院僧侶ト雖ドモ。亦タ武器ヲ執リテ自衛スルニアラザレハ。或
ハ生存シ難キモノアラシカ。然ラバ王朝制度ノ綱紀振ハザルハ。我國全
體ヲ驅リテ亂雜。破壞。無秩序ノ中ニ陷ラシメタリ。豈ニ獨リ佛教各宗
ノミ之レ尤メシヤ。

然レドモ王朝最初ノ政教關係ノ精神ガ。戰國武門ノ世ヲ通貫シテ不變ナルハ。佛教各宗ヲ平等ニ待遇シ。此ヲ許シテ彼ヲ禁ゼザルコト是レナリ。是レ實ニ公認制度中ニ包含スル信教自由ノ精神ナリ。蓋シ我國ニ於ケル佛教各宗ハ同ク是レ佛教ノ名稱ヲ冒スト雖ドモ。其ノ教儀修行及儀式ノ相異ナルニ至リテハ。殆ンド正反對ニ出デ、並立シ難キモノ亦タ尠カラズ。然レドモ王朝ト武門トヲ問ハズ。此等諸宗ヲ一視同遇シ。此ヲ許シテ彼ヲ禁ゼザルハ。公認制度ノ精神ニアラズシテ何ソヤ。而シテ源。平。北條。足利。織田。豐臣其他諸氏ガ或ハ某宗ノ大德ニ歸依シテ之ヲ寵光シ。或ハ某等ノ寺僧ヲ憎惡シテ之ヲ凌虐シタルガ如キハ。是レ寧ロ僧侶ニ對スルノ賞罰若クハ好惡ニ出ヅルモノニシテ。宗派ニ對スルノ禁許ニアラザルナリ。

然ラバ法然上人ガ始メテ淨土宗ヲ唱ヘテ配流ニ處セラレタルハ。南北二

都ノ諸大寺ガ源空一向專念ノ義ヲ立テ、吾朝ノ神明及祖宗ヲ敬セズ。諸善ヲ擯棄シ。衆惡ヲ選擇シ。哀音ヲ以テ人心ヲ蕩カスハ。亡國ノ徵ナリ。杯トノ奏聞ヲナシタルニ因ルモノニシテ。猶ホ世人ガ今日耶蘇教ニ對スルノ攻撃ト相似タルモノアリ。而シテ日蓮上人ガ配流ニ處セラレタルハ是レ亦タ忌憚ナク四個ノ格言ヲ唱ヘテ。各宗ヲ破シ人心ヲ騷ガシタルニ因ルモノニシテ。兩宗共ニ真相ノ世ニ顯ハル、ニ及ンデハ。他宗ト同ク公認教タルコトヲ得タリ。

厥後永祿年間耶蘇教ノ始メテ我國ニ傳來スルヤ。織田信長ハ其宣教師ヲ安土ニ招キ。遂ニ京都四條ニ結構壯嚴ナル殿堂ヲ建築セシメタリ。所謂永祿寺ニシテ。後ニ改メテ南蠻寺ト稱シタルモノ是レナリ。此時部下ノ將士其舉ヲ諫ムルモノアレドモ信長之ヲ聽カズ。以爲ラク我國前來ノ佛法一トシテ外國ヨリ輸入セザルモノナシ。然ラバ耶蘇教トテモ如何ナル

妙法ヲ弘メンモ亦タ知ルベカラズ。而シテ今ヤ邪正利害ヲ究メズシテ之ヲ拒絶スルハ。恐ラクハ宗教ヲ待ツノ道ニアラザルナリト。信長ノ此心タルヤ。亦タ王朝ノ宗教ニ對スル公認制度ノ精神ヲ繼續シタルモノト云ツベシ。而シテ此後信長ヲシテ耶蘇教ヲ嫌忌スルノ念ヲ生ゼシ。豐臣。德川二氏ヲシテ更ニ力ヲ極メテ之ガ撲滅ニ從事セシメタルモノ何ソゾヤ。蓋シ教理ノ神佛二道ニ異ナルヲ惡ミテ然ルヲ致シタルモノニアラズシテ。彼レ葡萄牙。西班牙ノ宣教師等ガ金銀ヲ散シ。民心ヲ籠絡シ。我國ヲ覬覦スルノ異圖アルコトヲ看破シタレバナリ。普國ノ前宰相俾士馬克ガ。羅馬舊教ノ「ゼスユイト」ヲ攻撃シテ。是レ我愛國心ヲ消滅スルモノナリ。國民ノ結合力ヲ破壞スルモノナリ。萬國統一ノ權ヲ羅馬法皇ニ歸セント欲スルモノナリ。此ノ如キノ教派ハ一日モ我國家ト兩立スベキモノニアラザルナリト。大聲疾呼シタルモノハ何ソゾヤ。豈ニ其教理ヲ

惡ミテ然ラシヤ。國家ノ害毒タルヲ以テナリ。然ラバ我國豐臣。德川二公ガ。耶蘇教ノ禁止拒絶ハ。夫レ亦タ俾士馬克ト古今一轍ニ出デタルモノニアラザル歟。

凡ソ國家ト宗教ノ關係ハ。或點ヨリ觀察スルトキハ。之ヲ夫婦ノ關係ニ比スベシ。而シテ一國人民ヨリ之ヲ見レバ。國家ハ乃チ進歩ノ父ニシテ。宗教ハ乃チ平和ノ母ナリト云ハザルヲ得ザルナリ。是ヲ以テ近世歐洲ノ國家學者ハ。國家ヲ男性トシ。宗教ヲ女性トスルノ說アリ。然ルニ歐洲各國ノ國家ガ輓近ニ至ル迄。宗教ノ爲メニ抑壓セラレタルハ。即チ是レ男女位ヲ易ヘタルモノニシテ。乾健坤順ノ體ヲ得タルモノニアラザルナリ。而シテ獨リ我國政教ノ關係ハ東西各國ニ卓絶シテ。之ヲ今代ニ施行スルモノノ大綱ニ至リテハ。固ヨリ敢テ差闕アルコトナシ。今其要領ヲ約シテ之ヲ言ハンニ。寺院僧侶ヲ保護シタルト同時ニ之ヲ制裁シタ

ル事。寺院僧侶ニ適度ナル自治權ヲ與ヘタル事。各宗派ヲ偏私ナク待遇シタルコト。人民ニ宗教選擇ノ自由ヲ與ヘタル事。是レ國家ガ宗教ニ對スルノ方面ヨリ之ヲ言フナリ。又佛教各宗ハ皆我皇室ヲ奉戴シ。國家ヲ愛護スルヲ以テ本旨トシタル事。支那ニ於テ曾テ起リシ沙門王者ヲ拜セザルノ論曾テ我國ニ起ラズ。各宗祖師ハ何ゾレモ國家ニ對シテ忠愛ノ感情ヲ懷キシ事。是レ宗教ガ國家ニ對スルノ方面ヨリ之ヲ言フナリ。抑々斯ノ如キ善美ナル政教關係ノ歴史ヲ有スルノ我國ニシテ。一朝之ヲ拋棄シテ顧ミズ。輕忽粗略ナル宗教法案ヲ制シ。瓦礫ヲ以テ金玉ニ換ヘントスルハ。豈ニ痛歎スベキノ極ニアラズヤ。

我國政教關係ノ歴史ハ分ツテ三期トナス。南北二都王朝ノ盛時。是ヲ宗教制度確定ノ時代トスルナリ。武門專擅ノ世。是ヲ宗教制度不確定ノ時代トスルナリ。而シテ德川氏三百年間ノ覇業ハ。前古無比ナル封建制度

ヲ完成シタルモノニシテ。是ヲ宗教制度確定再興ノ時代トスルナリ。尤モ宗教制度不確定ノ時代ト云フト雖ドモ。宗教衰微ノ時代ヲ意味スルノ謂ニハアラズ。即チ禪。淨土。日蓮ノ諸宗ガ機運ニ乘シテ勃興シタルハ此ノ時代ニアルモノニシテ。宗教ノ活動ハ或點ヨリ見レバ前後ニ比シテ却テ觀ルベキモノアリ。又宗教制度不確定ノ時代ト云フト雖ドモ。亦タ全く保護制裁ナキノ謂ニハアラズ。即チ其一宗一派ニ對スルノ保護。又其一宗一派ニ對スルノ制裁ニ至リテハ。王朝時代ニ比シテ却テ厚薄アルモノアリ。而シテソノ保護ノ厚ニ過ギタルハ新宗教ニ勢力ヲ與ヘ。ソノ制裁ノ嚴ニ過ギタルハ新宗教ニ反動ヲ與ヘ。要スルニ新宗教ノ勃興ニハ機會ヲ與ヘタルノ觀ナキニアラザルナリ。然レドモ其保護制裁適度ヲ失シ。各宗派ヲシテ干戈ヲ并シ。互ニ鬪爭セシメ。動モスレバ國家之ガ統御ノ術ニ苦ミタルモノハ。此宗教制度不確定ノ時代ニ在ラズンバアラザ

ルナリ。

而シテ殆ンド此五六百年ノ久キニ互リタル宗教制度ノ不確定ヲ確定シテ。之ヲ整然タル規律ノ下ニ置カント試ミタルモノハ徳川氏ナリ。蓋シ徳川氏ガ保護制裁ノ精神及方法ニ至リテハ。時勢ノ變ニ從ツテ王朝時代ノ宗教制度トハ少シク異ナル所ナキニアラズト雖ドモ。其ノ一種ノ公認制度タルニ至リテハ。斷ジテ疑フベカラザルナリ。

大阪ノ亂未ダ定ラズ。兵氣全ク收マラズシテ。昌平鬱勃ノ氣運早ク既ニ微光ヲ洩ラシ來ルヤ。家康ハ國家千載ノ經綸ニ其心ヲ注ギ。天海。崇傳。澤庵等ヲシテ。佛教各宗ノ宗制寺法ヲ制定セシメタリ。即チ叡山法度ハ慶長十三年ヲ以テ成リ。關東古義眞言法度ハ慶長十四年ヲ以テ成リ。高野山法度ハ慶長十五年ヲ以テ成リ。曹洞宗法度ハ慶長十七年ヲ以テ成リ。興福寺法度。七大寺法度モ亦タ同年ヲ以テ成リ。關東天台法度ハ慶

長十八年ヲ以テ成リ。智積院法度。關東新義眞言宗法度モ亦タ同年ヲ以テ成リ。五山十刹諸山法度ハ元和元年ヲ以テ成リ。淨土宗法度。淨土宗西山法度。眞言宗法度モ亦タ同年ヲ以テ成リ。此外永平寺。總持寺。知恩院。増上寺等ノ法度。亦タ崇傳等ノ手ニ成ラザルハナシ。而シテ幕府ガ寺社奉行ヲ置キ。王朝治部省以來久ク廢シタルノ宗政官廳ヲ設ケタルハ。實ニ寛永十二年ニ在リ。

以上ノ所謂法度ナルモノハ。政府ト寺院トノ關係。本山ト末寺ノ關係。寺領ノ安堵。僧侶ノ階級其他種々ノ法規ヲ包羅シタルモノナリ。殊ニ公家佛教ニ對シテハ。門跡。院家ノ階級ヲ明カニシ。所謂門跡ハ分ツテ宮門跡。攝家門跡。及准門跡ノ三等トシ。僧位僧官ノ濫授ヲ戒メ。諸宗僧官昇進執奏ノ公家ヲ定メ。進級ノ法ヲ嚴ニシ。殊ニ各宗ノ本山本寺ヲシテ其ノ所屬ノ末寺ヲ統轄シテ。興學布教ノ事ヲ獎勵セシムルコトニハ最

モ意ヲ用ヒタリ。而シテ幕府ガ始終宗教ノ保護制裁ニ怠ラザリシハ。享保七年各宗宗旨作法ノ宜カラザルヲ戒メ。天明八年寺社奉行ヨリ僧侶風俗ノ不如法ヲ嚴戒セシメ。寛政十一年寺院取締ノ令ヲ發シ。文政十二年又諸寺僧侶ノ不如法ヲ取締ルノ道ヲ立テタルヲ以テ。之ヲ觀ルニ餘リアリト云フベキナリ。

幕府ガ宗教ニ對スル保護ノ最モ著キモノハ。兵役租稅ノ免除ハ固ヨリ言フ迄モナク。各宗一般ノ僧侶ヲ待遇スルニモ。士分同等ヲ以テシ。其高等ノ僧侶ヲ待遇スルノ禮節ニ至リテハ。大小名ノ上ニ出ルモノアリ。又有形上ノ保護ニ至リテハ。舊來ノ寺領ヲ其儘安堵セシメタルモノアリ。又新ニ寄附シタルモノアリ。而シテ其將軍家ヨリ直ニ寄附スルモノハ黒印ヲ以テシ。奉行等ヨリ宛行フモノハ朱印ヲ以テス。全國各藩モ亦タ皆此格式ニ由ラザルハナシ。所謂朱印地。黒印地ナルモノ是レナリ。是ヲ

以テ各宗ノ寺院僧侶ハ。今日ノ如ク糊口ニ汲々タラズシテ學問脩業ノ資力間暇アルユトヲ得タリ。ソノ保護ヤ厚シト云ツベシ。而シテ此保護ノ反面ハ即チ制裁ニシテ。各宗ハ各其法度ニ遵由シ。非肉食妻帶宗ハ固ヨリ肉食妻帶ノ戒ヲ犯スユトヲ得ズ。末寺ハ本山ノ命令ニ違抗スルユトヲ得ズ。僧侶階級ノ等差ハ區々タル服飾ノ末ニ至ル迄之ヲ踰越スルヲ得ズ。蓋シ其制裁ヤ嚴ナリト云ツベシ。

獨リ世人ガ徳川氏三百年間ノ宗教制度ニシテ。人民信教ノ自由ヲ束縛シタリト思惟スルモノハ耶穌教ノ禁制ニシテ。其ノ佛教各宗ヲシテ安逸ニ耽ラシメ。檀徒信徒ヲシテ有名無實ノ檀徒タラシメタリト思惟スルモノハ宗門改メノ制度是レナリ。抑々此二事ハ互ニ關聯スルノ制度ニシテ。

吾人ハ是ニ關シ聊カ一言ヲ述ベザルヲ得ザルナリ。吾人ガ上章ニ於テ論定スルガ如ク。信教ノ自由ハ宗教撰擇ノ自由ヲ意味

スルモノナリ。然ラバ德川氏ノ世。耶蘇教ヲ禁絶シ。國民ヲシテ宗教撰
擇ノ自由ヲ得ザラシメタルモノハ。即チ是レ國民信教ノ自由ヲ束縛シタ
ルモノニシテ。公認制度ノ精神ヲ失フタルモノニ相違ナキガ如クナレド
モ。蓋シ亦タ特別ノ理由存在スルコトヲ明知セザル可ラズ。

抑々始メテ耶蘇教禁絶ノ令ヲ下シタルモノハ。德川氏ニアラズシテ豊臣
氏ナリ。秀吉ハ何ノ故ニ耶蘇教ヲ嚴禁シタルヤト云フニ。蓋シ元龜天正
ノ間ハ。耶蘇教ガ最モ我國ニ於テ蔓延ヲ極メタルノ時代ニシテ。其盛ン
ナルニ當リテヤ全國信徒ノ數ハ三十萬ノ多キニ達シ。其宣教師ハ多ク葡
萄牙。西班牙ヨリ來リ。彼等ハ我九州地方ノ諸侯伯ニ贈遺スルニ。金銀
奇器珍寶ヲ以テシ。到ル處ノ愚氓ヲ強誘シテ其教ニ從ハシメ。神社佛閣
ヲ破滅シ。長崎ノ如キハ元龜ノ初年ヨリ天正十五年ニ至ル迄ハ。公然切支
丹所領ノ名稱ヲ掲ゲテ。土地ノ人民ヲ統治シタルコト曾テ有土諸侯ト異

ナラズ。殆ンド我國ノ政權ヲ蔑視シ。其ノ教會ヲシテ我國家ノ權能以外
ニ立タシメント欲シタリ。是レ彼レ歐洲ニアリテハ。宗教權ヲ國家權ノ
上ニ置キタルノ時代ノ事ナレバ或ハ怪ムニ足ラズト雖ドモ。我國ノ如キ
古來ヨリ政教ノ關係ヲ明カニシ。國家權ヲ以テ宗教ヲ保護制裁シタルノ
國柄ニアリテハ。奈何ソノ之ヲ默視ニ附スルヲ得ン。而シテ杞憂スベキ
ハ是ニ止ラザリシナリ。彼等宣教師等ハ殉教致死ト云フ美名ト寧ロ君父
ニ叛クトモ天主ニ叛ク勿レト云フ教理ヲ以テ。專ラ信徒ヲ煽動教唆シタ
リシカバ。耶蘇教ノ蔓延スル所ハ。驕然トシテ不穩ノ色ヲ見サミルハナ
シ。之ニ加フルニ南洋諸島ニ於テハ。耶蘇教ノ諸國ガ切支丹ノ教法ヲ方
便トシテ國土ヲ奪フタルノ風説。往々我國ニ達シタルノ秋ナレバ。秀吉
ハ斷然切支丹宗門嚴禁ノ令ヲ下シタリ。
然ラバ德川氏ノ耶蘇教禁絶ハ。秀吉ノ遺策ヲ繼ギタルモノニシテ。其禁

絶ノ方法ヤ更ニ一層ノ注意周密ヲ加ヘタルモノナリ。若シ外教ニシテ初
 メヨリ適法ノ手段ニ由リ。布教是レ事トシタランニハ豊臣。徳川ノ二氏
 ハ。織田氏ノ初時ノ如ク之ヲ禁絶セザリシノミナラズ。却テ佛教ト同ク
 之ヲ保護シタランモ亦タ未ダ知ルベカラズ。之ヲ要スルニ。徳川氏耶蘇
 教ノ禁絶ハ。宗教ノ信仰ニ對スルノ目的ヨリ出デタルモノニアラズシテ。
 國家ノ生存及平和ニ對スルノ目的ヨリ出デタルコト明カナリ。現時公認
 制度ヲ實施スル歐洲各國ニシテ。非公認教ナルモノアリ。國家ノ權力ヲ
 以テ之ニ解散ヲ命ズ。願フニ徳川氏ノ耶蘇教禁絶モ亦タ是ト類ヲ同クシ
 テ見ルヲ得ベキヤ否ヤ。其如何ハ吾人之ヲ讀者ノ判斷ニ任カセント欲ス
 ルナリ。
 然レドモ宗教ノ信仰ハ深ク人民ノ精神ニ存スルモノニシテ。之ヲ嚴禁ス
 ルハ獨リ外部ノ政權ノミヲ以テシテハ。其ノ目的ヲ達スベキニアラズ。

是ニ於テ幕府ハ佛教ノ力ヲ假リ。慶長年間耶蘇教ヲ棄教シテ佛教ニ歸シ
 タルモノハ。各其寺院ノ證書ヲ官ニ收メタリ。其後之ヲ以テ一般人民ニ
 施行シ。島原亂後ニ及ンデハ更ニ一層之ヲ嚴密ニシ。每家每人僕婢ニ至
 ル迄。寺請證文ヲ入レシムルコト、セリ。是レ佛教各宗ガ宗旨人別改帳
 ナ掌リタルノ源由ニシテ。全國貴賤ニ論ナク表面上悉ク佛教各宗ノ檀徒
 信徒タルニ至レリ。

然ラバ以上ノ制ハ或ハ佛教各宗ヲシテ安逸ニ陷ラシメ。又幕府ガ江戸其
 他ノ巨刹大寺ニ對スルノ優遇ハ。僧侶ヲシテ輿ニ乗シ徒ヲ從ヘ。權威赫奕
 トシテ王侯貴人ト擇ア所ナキニ至ラシメタルノ事實ナキニアラズト雖ド
 モ。是レ亦タ當時ノ所謂門跡寺院ナルモノハ。皇族公卿ノ住職ニ係ルモ
 ノアレバ。一概ニ之ヲ過分ナリト評ス可キニアラザルナリ。要スルニ徳
 川氏ガ宗教ヲ以テ公法人トシ。佛教各宗ニ與ヘタルノ保護制裁ハ全體ニ

於テ國家及宗教ヲ利シタルモノ多キカ。害シタルモノ多キカノ問題ヲ一考スルモノアラバ。何人ト雖ドモ利害比較ノ上ヨリ。徳川氏ノ宗教制度ヲ漫ニ非議スルコト能ハザルモノアラン。

若シ徳川時代ニ於ケル佛教各宗ノ腐敗ニ就テ一々之ヲ責メ。其罪ヲ宗教制度ニ歸スルモノアラバ。徳川氏泰平無事ノ極ハ百事偷安ニ流レ。大名ハ無能トナリ。士ハ懦弱トナリ。民ハ卑屈トナリ。即チ是レ社會全體ノ腐敗ニ陥リタルモノニシテ。獨リ僧侶ノミヲ責ムベキニアラザルナリ。而シテ當代僧侶ノ智識。富裕。品位ガ猶ホ能ク農工商ノ上ニ位置ヲ占メテ能化ノ職ヲ盡シ。宗教家ノ本分ヲ全ウシタルハ。是レ則チ宗教制度ノ力ニアラズシテ何ソゾ。

然リ而シテ吾人ガ以上ノ如ク上ハ王朝時代ヨリ下ハ徳川時代ニ至ル迄。我國政教關係史ノ概要ヲ述ベタルモノハ。王朝時代ノ宗教制度ヲ其儘今

日ニ復古セシメント欲スルノ旨趣ニアラズ。又徳川氏ノ宗教制度ヲ其儘今日實施セシメント欲スルノ旨趣ニアラズ。即チ我國古來ヨリノ宗教ハ公認制度ニアルコトヲ明カニセンガ爲メナリ。語ヲ易ヘテ之ヲ言ヘバ。公認制度ハ我先皇ガ制作シ玉フタルノ洪範ト云フ可キナリ。今ヤ我國ノ宗教制度ヲ建設スルニ方リ。此洪範ヲ基礎トセズシテ可ナランヤ。

第五章 結 案

吾人ハ國家ヲ憂慮スルノ精神ヨリシテ失敬ヲ顧ルニ遑アラズ。畏憚ナク維新以來ノ政事家ガ政教關係ノ問題ニ關スル研究ノ足ラザルヲ尤メ。又其施設ノ輕忽粗略ニシテ其極國家ヲ誤ルニ至ランコトヲ痛歎シ。先ヅ彼ノ歐洲各國ノ宗教ニ關スル現行制度ハ如何ナルモノカ。次ニ我國政教關係ノ歴史ハ如何ナルモノカヲ摘要シテ。之ヲ刻下政事家及宗教家ノ前ニ提出シ。賢明ナル判斷ニ訴ヘタリ。其ノ歐洲ノ宗教制度及我國政教關係

ノ歴史ニ就テ。摘要シタルモノハ僅ニ一班ヲ示メスニ外ナラザレドモ。亦々或ハ以テ全豹ヲ窺フノ便アラシク歟。

以上論旨ノ眼目トスル所ハ公認制度ノ性質ニシテ。此制度ノ信教自由ト並ビ行ハレテ相悖ラザルコト。此制度ハ現今文明各國ニ通ズルノ良制タルコト。此制度ハ我國固有ノ制度タルコト。又此制度ニアラザレバ我國從來ノ宗教ヲ保護スル能ハザルコト。此制度ニアラザレバ新來ノ宗教ヲ制裁スルコト能ハザルコト。此制度ニアラザレバ將來圓滑ニ我國政教關係ノ調和ヲ望ム可ラザルコトニ在リ。讀者ニシテ已ニ此意ヲ諒セラレナバ。吾人ガ日夜多忙ノ裏ニ心血ヲ瀝ギテ。此一小冊子ヲ公ニシタルノ目的ハ已ニ達シタルモノニシテ。吾人ハ更ニ以下積極消極兩様ノ斷案ヲ擧ゲ。以テ讀者諸君ニ訴ヘント欲スルナリ。

積極的ノ斷案ヲ以テ之ヲ云ヘバ。我 先皇ガ制作シ玉フタル宗教制度

ノ良法美意永シ今日ニ存シテ。歐洲各國ノ現行制度ト權衡ヲ失ハザルベシ。夫レ時ニ古今アリ。邦ニ適否アリ。故ニ制法ノ道ハ變通ヲ貴ブ。縱令祖宗ノ遺法ト雖ドモ。之ヲ今ニ施シテ各國ノ現行制度ト相合ハズンバ。或ハ之ヲ行フニ難キモノアラシク。各國ノ通制ト雖ドモ。之ヲ古ニ照ラシテ我祖宗ノ遺法ト相反スルアラバ。亦々或ハ之ヲ施スニ難キモノアラシク。抑々之ヲ古ニ照ラシテ我祖宗ノ遺法ニ合シ。之ヲ今ニ施シテ各國ノ通制ニ合スルモノアルモ。我國現時ノ大法ト相容レザルモノアレバ。之ヲ行フニ躊躇スベキモノアラシク。今ヤ公認制度ハ。之ヲ古ニシテハ我祖宗ノ遺法タリ。之ヲ今ニシテハ文明各國ノ通制タリ。而シテ又々我帝國憲法宗教自由ノ精神トモ毫モ相反スルモノアラザレバ將タ何ナ苦ミテカ之ヲ建設スルコトヲ猶豫スルヤ。是レ實ニ吾人國民ガ我國文明ノ程度ヲ高メ。政教ノ關係ヲ明カニセンガ爲メニ。呼唱ノ勞ヲ辭セザルベ

キ一大問題ナリトス。

若シ今ニシテ公認制度果シテ成立スルアラバ。政教互ニ調和シテ國民ノ精神愈々統一シ。國民ノ道德愈々振興シ。國民ノ理想愈々高尚トナリ。國家ノ慶福之レヨリ大ナルハナシ。蓋シ佛教各宗ノ今日ニ衰ヘテ漸ク國民ノ精神ヲ統一シ。國民ノ道德ヲ振興シ。國民ノ理想ヲ高尚ニスルノ力ナレド。之ヲ歐洲各國宗教ノ感化ニ比シテ頗ル慚色アルモノハ。全ク國家ノ保護ナケレバナリ。若シ今ニシテ公認制度ヲ成立シテ之ヲ保護スルアラバ。我國佛教ノ感化ハ決シテ彼レ耶蘇教ニ劣ルモノニアラザルベシ。若シ又々維新以來耶蘇教各派ガ陸續我國ニ進入シテ蔓延漸ク廣ク。其ノ我國體ト相容レザルノ點ニ關シテ。朝野ノ識者舉ゲテ之ヲ苦慮シ。之ニ對スルノ方針確立セザルモノハ。是レ亦タ之ヲ制裁スル所以ノ道ヲ得ザレバナリ。而シテ之ヲ制裁スル所以ノ道ハ公認制度ヨリ善キハナシ。何ト

ナレバ公認制度ハ文明各國ノ通制ニシテ。文明各國ハ即チ此ノ通制ヲ以テ耶蘇教各派ヲ制裁シツ、アレバナリ。

之ヲ要スルニ一方ニ於テハ舊來ノ宗教ヲ保護スベク。他方ニ於テハ新來ノ宗教ヲ制裁スベキノ制度ヲ立ツルハ。是レ宗教自身ノ爲メニアラズシテ實ハ國家ノ爲メナリ。國家ハ宗教ヲ必要トセズ。國家本來ノ目的ハ寧ロ宗教ヲ廢滅スルニアリトセバ。公認制度ハ無論有害無益ノモノナルベシ。然レドモ國家ニシテ精神上道德上ノ利益ヲ保護スルノ義務アルコト。物質上經濟上ノ利益ヲ保護スルガ如キノ義務アラシメバ。斷ジテ公認制度ヲ以テ之ヲ度外ニ附スルヲ得ザルナリ。

嗚呼我 先皇ノ經綸ヤ宏遠ナリト云ツベシ。宗教ニ於テ國民ノ精神ヲ統一シ。國民ノ道德ヲ振興シ。國民ノ理想ヲ高尚ニスルノ機能アルコトヲ看破シ。之ヲ保護シ玉フタルト同時ニ之ヲ制裁シ。國家ト宗教ノ關係ヲ

明カニシテ大中至正ノ制度ヲ立テ。微猷ヲ當時ニ施シテ洪範ヲ後世ニ垂
 レ玉ヒタリ。是ヲ以テ古來宗教ガ我國ニ感化利益ヲ與ヘタルコトハ。曾
 テ耶穌教ガ歐洲各國ノ嚴師タリ慈母タリシニ讓ラズ。而シテ耶穌教ガ宗
 教權ヲ以テ國家權ヲ蹂躪シ。智識ノ進歩ト自由ノ發達トヲ害毒シタルノ
 歴史ハ。之ガ比例ヲ我國ノ歴史ニ求メ彷彿トシテ片影ダモ得ベカラズ。

先皇ノ經綸ヤ豈ニ宏遠ナリト云ハザルヲ得ンヤ。

吾人ガ切望スル所ハ豈ニ他アラシヤ。此先皇ノ垂レ玉フタル洪範ヲ
 基礎トシテ。之ヲ變通スルニ今代時勢ノ進歩ヲ以テシ。之ヲ參酌スルニ
 歐洲各國ノ現行制度ヲ以テシ。其善キモノハ之ヲ取り。其善カラザルモ
 ノハ之ヲ改メ。以テ茲ニ我國今日ノ宗教制度ヲ確立スルコト是レノミ。
 而シテ國教制度ハ信教自由ノ精神ト相容レズ。放任制度ハ政教ノ關係ヲ
 絶對的ニ分離シテ。宗教ヲ保護制裁スル所以ノモノニアラズ。然ラバ理

論上ヨリ論ズルモ。又歴史上ヨリ見ルモ。此大中至正ノ宗教制度ハ。獨
 リ公認制度ニアルコト明瞭ナリ。是レ吾人ガ積極的ノ斷案ヲ以テ。公認
 制度ヲ確立スルノ止ムヲ得ザルヲ政事家及宗教家ニ訴フル所以ナリ。
 消極的ノ斷案ヲ以テ之ヲ言ヘバ。彼レ歐洲各國ハ政教分離ヲ口ニスト雖
 ドモ。今日尙ホ政教ノ關係ヲ不即不離ノ中ニ存シ。宗教ノ必要ヲ認メテ
 之ヲ保護制裁シ。以テ國家成立ノ要素トナシツ、アルニ。我ハ獨リ之ヲ
 拋棄シテ顧ミズ。是レ豈ニ世界列國競争ノ中ニ立ケテ。國力ヲ發達スル
 所以ナランヤ。況ンヤ今日宗教ノ放任ハ。一方ニ於テハ舊來ノ宗教ヲ
 自滅ニ陷レ。一方ニ於テハ新來ノ宗教ヲ統御スルニ苦ミテ怖ルベキ憂
 フベキノ結果ヲ見ルニ至ラントス。是レ最モ審思熟慮セザル可ラザルナ
 リ。

抑、我國現時ノ宗教ナルモノハ。神道各派ヲ除クノ外ハ。佛教ト耶穌教

トノミ。將來トテモ國民ノ信仰ヲ支配スベキノ宗教ハ。佛教ト耶蘇教トノ外ニ之レアリト思ハレズ。而シテ佛教ガ我國人心ニ入りタルノ感化ヤ實ニ深シ。之ニ加フルニ佛教各宗ノ勢力昔時ニ遜ルモノアリト雖ドモ。今日猶ホ十萬ノ僧侶。數千萬ノ檀徒信徒ヲ有ス。露國ノ希臘教會。英國ノ國立教會ガ他教ニ對スル信徒多寡ノ割合ハ。或ハ遠ク我國佛教信徒ノ多キニ及バザルベシ。若シ我國ノ宗教制度ヲ國教制度ニスレバ。佛教ハ優ニ以テ國教タルノ價值ヲ有スルニ足レリ。而シテ此佛教ガ維新以來不學無識ナル政事家ノ爲メニ種々ノ厄運ニ遭遇シ。或ハ寺領ヲ沒收セラレ。或ハ特權ヲ剝奪セラレ。或ハ自治ヲ侵害セラレ。或ハ教理ヲ蹂躪セラレ。今ヤ復タ千有餘年歴史上ノ聯鎖ヲ以テ繋ガレタル國家トノ關係ヲ打破セラレ。國家ノ爲メニ必要視セラル、ニ及ンデハ。如何ニ柔和忍辱ヲ以テ其心トスルノ僧侶ト雖ドモ。護法愛國ノ熱誠ニ驅レテ必ズ之ヲ忍ブコ

ト能ハザルモノアラン。必ズ感慨憂憤スルモノアラン。必ズ蹶起シテ法運挽回ノ策ヲ運ラスモノアラン。而シテ此時ヤ放任制度ノ分離作用ニ促サレテ。本山組織ハ早ク已ニ蕩然タルノ秋ナレバ。種々異様ナル教會勃興シテ國家之ガ制裁ニ苦マンコトハ疑フ可ラズ。我國政教ノ關係ヲシテ此ニ至ラシムルハ。國家ノ幸カ。不幸カ。之ヲ判斷スルヤ難キニアラザルベシ。

若シ夫レ耶蘇教ニ至リテハ。之ヲ制裁スルノ難キ又佛教ノ比ニアラズ。蓋シ耶蘇教ハ千餘年來我國保護ノ下ニ發達シタルノ佛教ト異ナリテ。先ヅ第一ソノ教理トスル所ハ。世ノ識者ガ已ニ論ズルガ如ク。我國教育上ノ勅語ト衝突スル所アルヲ免レズ。其ノ教育上ノ勅語ト衝突スル所アルハ。即チ是レ我國體ト相容レザル所アリ。然ラバ之ニ制裁ヲ加ヘンカ。彼ハ信教ノ自由ヲ楯トシテ制裁ニ就カザルベシ。而シテ彼ヲシテ制裁ニ就カ

シムルノ道ハ。亦々唯ダ公認制度ノ外ニ其道ナカルベシ。凡ソ公認制度ヲ建設スルノ國ニ在リテハ。公認ヲ得ルノ宗教ハ勢力ヲ得ルモ。公認ヲ得ザルノ宗教ハ勢力ヲ得ザルベシ。是レ自然ノ數ナリ。是ヲ以テ羅馬舊教ノ如キ歐洲ノ新教各國ニ於テ公認ヲ得ルハ。ソノ自家本來ノ教理トハ往々牴觸スル所アルニモ係ハラズ。猶ホ他ノ必要アルヲ以テ公認ヲ得テ制裁ニ就カザルヲ得ザルモノアリ。然ラバ我國ニ於テ耶穌教ヲ制裁スルハ。亦々公認制度ニ由ルノ外其道アルコトナシ。然ラザレバ羅馬舊教ノ如キ希臘教會ノ如キ。英國教會ノ如キ本國ニ於テ強大ナル根據ヲ有スルノ宗教ハ。必ズ我宗教制度變更ノ機ニ乗ジ。各國ニ於ケルノ慣例ヲ以テ續々種々ノ要求ヲ我ニナスベキハ言ヲ待タズ。是レ彼ノ要求スヲ我ノ處辨ニ苦ム所ニアラズヤ。況ンヤ能ク之ヲ制裁スルコトヲ得ンヤ。若シ之ヲ制裁セント欲セバ。文明各國ノ通制タル公認制度ノ外ニ之ガ利器アルヲ見

ザルナリ。是レ吾人が消極的ノ斷案ヲ以テ政事家及宗教家ニ訴フルモノナリ。然ラバ制裁ノ最モ大ナルモノハ何ゾヤ。是レ乃々吾人が平素愚見ノ存スル所ニシテ之ヲ詳論センコトヲ切望スト雖ドモ。論旨稍々別問題ニ屬スルヲ以テ。更ニ他日ヲ俟テ之ヲ開陳セント欲スルナリ。本論ノ終結ニ際シテ讀者諸君ガ吾人ニ望ム所ハ。定メテ我國ニ於テ確立スベキ公認制度ノ組織如何。保護制裁ノ程度如何。又此保護制裁ハ各宗教ニ對シテ均一平等ナルベキヤ。將タ厚薄アルベキヤ。若シ厚薄アリトセバ。如何ナル理由ニ基クベキカ。抑々又何ヲ以テ公認教。非公認教ノ標準トナス可キカノ諸問題解釋ナルベシ。是レ皆實際施設上ノ問題ニシテ。吾人一々愚見ノ存スルアリト雖ドモ。今ハ唯ダ施設ノ必要ナル理由ヲ天下ニ唱へ。海内志士ノ贊同ヲ求メ。政事家及宗教家ノ猛省ヲ促ガス

ナ以テ刻下第一ノ急務トスルヲ以テ。施設上ニ關スルノ愚見ハ。亦大同ク之ヲ他日ニ讓ラザルヲ得ザルナリ。
若シ讀者諸君本書ニヨリテ國家ノ重ンズベキヲ知り。宗教ノ重ンズベキヲ知り。我國歴史ノ重ンズベキヲ知り。信教自由ノ重ンズベキヲ知り。政教關係ニ關スル研究ノ重ンズベキヲ知ラバ。是レ吾人が無上ノ知己トスル所ニシテ。本書ノ精神ハ活動不死ナリト云ハザルベカラズ。

附 録

寛政八年幕府ハ寺社奉行ナシテ。全國佛教各宗ノ寺院ニ關シテ左ノ諸件。即チ門跡寺院ノ格式及寺領ノ石高。洛中洛外鉅刹大寺ノ開基。創立。全國各宗派ノ本末關係及其名稱ヲ調査セシメタリ。其ノ記録今猶ホ存スルモノアルヲ以テ。吾人ハ之ヲ左ニ掲ゲ。維新前後僅々三十餘年ノ間ニ。國家宗教制度ノ變更ニヨリテ佛教各宗ノ寺院ガ。如何ニ興廢盛衰シタルカナ示メシ。以テ政事家及宗教家ノ參鑒ニ供セントス。若シ心ヲ留メテ閱覽スルモノアラバ。必ズ將サニ慨然トシテ感シ。悚然トシテ警スルモノアラントス。

御門跡方 法親王

輪王寺公澄法親王

御宗官天台 御領一萬三千石 (日光山)

一品

今上御養子 實伏見宮御子 學頭凌雲院大僧正 院家戒善院大僧都 行嚴院大僧都 房

官吉川中務卿 萬里小路大進 岸本按察使

安樂心院公延法親王

桃園院御養子 實開院宮御子 御家司鬼平佐渡守 御用人下村帶刀 近藤隼人

仁和寺深仁法親王

御宗旨眞言 御領千五百石 (御室)

一品

桃園院御養子 實開院宮御子 院家菩提院大僧都 眞乘院權僧正 房官土橋大藏卿 鳴

湘兵部卿 芝築地中務卿

妙法院眞仁法親王

御宗旨天台 御領千六百三十三石 (大佛)

一品

桃園院御養子 實開院宮御子 院家常住金剛院權僧正 勝安養院權僧正 房官菅谷中務

卿 小川大藏卿 小路民部卿

聖護院盈仁法親王

御宗旨天台 御領千四百三十三石餘 (聖護院村)

一品 三井長吏

後桃園院御養子 院家積善院 往心院僧正 若王寺少僧都 房官岩坊法印 今大路法印

藤木式部卿法印

昭高院

御領一千石 (白川村)

聖護院御兼帶 房官杉本刑部卿 近藤治部卿

青蓮院尊眞法親王

一品 天台座主

櫻町院御養子 寶伏見宮御子 院家上乘院前大僧正 尊勝院大僧都 房官鳥井小路大藏

卿 大谷治部卿 隱岐式部大輔

知恩院

御宗旨淨土 御領千八十石 (洛東)

院家覺了院 房官樫田宰相法印 角田兵部卿法眼

勸修寺誠宮

御宗旨眞言 御領千十二石 (勸修寺村)

有栖川宮御子 院家淨土院 房官山田大藏卿法印 二松式部卿法橋

一乘院龜代宮

御宗旨法相 御領千四百九十二石 (南都)

有栖川宮御子 院家喜多院 修南院 房官二條上座法印 高天民部卿 內侍原法橋

梶井永宮 御宗旨天台 御領千六十四石

有栖川宮御子 院家清淨心院權大僧都 大緣院權僧都 寶泉院權小僧都 房官鳥居川刑部卿 寺家宰相法印 富小路大夫法印

曼珠院富宮 號竹內 御宗旨天台 御領七百二十七石 (二條寺村)

開院宮御子 院家靜慮院權僧正 修學院權僧都 房官千種中務卿 鹽小路式部卿 千種刑部卿

毘沙門堂 御宗旨天台 御領千七十石 (山科)

院家養源院前僧正 行殿院大僧都 林泉院大僧都 房官今小路大藏卿 前大路法橋 今小路法橋

圓滿院 御宗旨天台 御領六百十九石餘 (三井寺)

院家佛地院僧正 鹽竊院前大僧正 法光院前大僧正 房官西坊法印 古市 古守法眼

攝家御門跡

大覺寺御門跡亮深法印 御宗旨真言 御領千十六石餘 (上嵯峨)

近衛故經熙公御子 院家覺勝院前法務僧正 金剛乘院法眼 房官野路井刑部卿 野路井中務卿 井關兵部卿

大乘院御門跡隆範 御宗旨法相 御領九百十四石 (南都)

前大僧正法印興福寺別當 廣司前關白輔平公御子 院家上乘院 松林院少僧都 房官南院式部卿 多門院伊豫法印 松井民部卿

實相院御門跡義海 御宗旨天台 御領四百十二石餘 (北岩倉)

大僧都法印 近衛故經熙公御子 院家南松院 房官藏井坊法印 芝之坊法印 北河原坊法印

三寶院御門跡高演 御宗旨真言 御領六百五十石 (醍醐)

前大僧正 廣司前關白輔平公御子 院家理性院少僧都 無量壽院 報恩院大僧都 房官山田治部卿 山田法橋

隨心院 御宗旨眞言 御領六百十二石 (小野)

院家寶壽院僧正 無染院權僧正 房官本間按察使 芝兵部卿

安井御門跡尊染 御宗旨眞言 御領三百石 (洛東)

號蓮華光院大僧都法眼東大寺別當 廣司關白輔平公御子 院家寶輿院 寶持院 房官榎本式部卿 榎本宮内卿 榎本治部卿

淮門跡

東本願寺御門跡光朗 (東六條)

號達如上人丈僧正法印 自開山二十代 房官下間治部卿

西本願寺御門跡光攝 御領三百石餘 (西六條)

號本如上人丈僧正 自開山十九代 房官下間兵部卿 下間宮内卿 下間少進 興正寺御門跡貴君 御領百五十石 (西六條)

房官下間中務卿

佛光寺御門跡眞乘 御領六石八斗 (五條坊門高倉)

號隨應上人權僧正法眼

專修寺御門跡圓遵 御領三百五十石 (伊勢高田一身田)

自開山十八世實有栖川御子

錦織寺常慈 御領二十石 (江州木部)

京極宮故家任親王御猶子 同寂慈 實中院故大納言通古卿御次男

御比丘尼御所

大聖寺宮天岩永皎 御宗旨禪 御領四百五十二石 (烏丸上立賣下ル)

二品 中御門院皇女御母源内侍局

寶鏡寺御無住 御宗旨禪 御領三百八十七石 (寺ノ内小川西)

曇華院御無住 御宗旨禪 御領三百八十四石 (東洞院三條上ル)

光照院御無住 御宗旨四宗兼學 御領三百七十八石 (安樂小路)

靈鑑寺宮宗恭

御宗旨禪

御領百二十石

(鹿ヶ谷)

後桃園院御養子實典仁親王御子

圓照寺宮文成

御宗旨禪

御領三百石

(南都山村)

有栖川宮御子

林丘寺御無住

御宗旨禪

御領三百石

(修學院村)

中宮寺千鶴宮

御宗旨真言

御領四十六石外十二石

(南都法隆寺)

有栖川宮御子

慈受院

御宗旨禪

御領九十八石外現米五十石

(新烏丸九太町上)

盛華院宮御兼帶

三時知恩寺尊信

御宗旨淨土

御領百四十九石

(新町上入江圖子)

號入江殿 近衛故家入公御猶子實開院故真仁親王御子

法華寺御無住

御宗旨禪

御領二百二十石

(南都法華寺村)

瑞龍寺御無住

御宗旨日蓮

御領五百石

(堀川今出川)

號村雲御所

御比丘尼寺

總持院殿七十石餘

寶慈院殿六十一石餘

本光院殿二十石餘

禪知院殿百二十石

慈雲院殿六石

攝取院殿六石

歡喜院殿四十一石餘

蓮花寺殿七十五石

繼孝

院殿六十九石

養林庵殿三十一石

大慈院殿百九十五石餘

惠聖院殿二十五石

瑞花院殿四十石

諸社諸寺傳奏取次

伊勢 傳奏花山院家 奉行甘露寺家

加茂上下社

傳奏廣橋家

奉行甘露寺家

春日 烏丸家

右傳奏奉行依時相替也

梅宮 九條殿

桑名春日社

鷹司家

伏見御香宮

伏見殿

禪林寺

粟生光明

寺 二尊院

廬山寺

遣迎院

右三條西殿
 西本願寺 五山 金戒光明寺 知恩寺 靈源寺 西宮
 右武家傳奏
 西八條大通寺 中山殿 石清水八幡宮 本因寺 清水成就院
 右廣橋殿
 出雲大社 七觀音院 大念佛寺
 右柳原殿
 妙心寺 甘露寺殿 般舟院(嵯峨) 清涼寺 淨華院 大雲院 松林院
 右萬里小路殿
 住言社 藤森社 上御靈社 泉涌寺 大德寺 總持寺 永平寺 南禪寺
 金地院 東本願寺 佛光寺 誓願寺 圓福寺 長講堂 眞如堂 清水執
 行 南都西大寺
 右勸修寺殿
 太秦廣隆寺 知積院 妙顯寺 高野山學侶

右清閑寺殿
 興正寺 立本寺 阪本西教寺 空也堂 身延山久遠寺
 右坊城殿
 北野大報恩寺 四辻殿 堺妙國寺 岡崎滿願寺
 右鷲尾殿
 山崎離宮八幡宮 櫛司殿 妙滿寺 今城殿 平野社 西河院殿
 尾張熱田誓願寺 近江金勝寺
 右持明院殿
 伊勢兩宮 藤波殿 松尾社 稻荷社 大原野社
 右白川殿
 洛中洛外寺院
 龜山法皇御願開基大明國師普門 瑞龍山天平興國南禪々寺 寺領五百石總領
 千石 (洛東栗田山)

塔頭	金地院	天授院	雲門庵	正的院	聽松院	楞嚴院	大宰院
	正眼院	語心院	上生院	慈氏院	龍花院	歸雲院	慈座院
	瑞雲院	牧護庵	小林院	松樹軒	金剛院	正待寺宿坊	壽光庵
	清涼院	長福寺宿坊	妙香軒	眞乘院	東禪院	正周庵	金龍軒
	慶雲軒	翠陰軒	宕栖院				

天龍資聖禪寺 靈龜山 寺領千七百二十石餘 (葛野郡嵯峨)

光明院曆應三年尊氏將軍建立 開基夢想國師

塔頭	慈濟院	壽寧院	妙智院	鹿王院	松岩院	招慶院	三秀院
	西芳寺	福壽庵	正田庵	藏光庵	弘源寺	龍濟軒	栖松軒
	龍昇院	南芳院	禪昌院	喜松軒	花德院	寶壽院	延慶庵
	花藏院						

相國承天禪寺 萬年山 寺領千八百三十石餘 (今出川北烏丸東)

後小松院明德三年草創將軍義滿建立 夢想國師開之

塔頭	慈昭院	富春軒	玉龍庵	光源院	瑞春軒	雲興軒	心花軒
	松園庵	巢松軒	養春軒	慈雲庵	桂芳軒	普光院	長德院
	久昌軒	養源軒	雲泉軒	劫外軒	榴龍軒	德溪軒	禪集庵
	法待院	大通院	林光院	梅熟院	冷香軒	南豐軒	大光明院

東山建仁寺 寺領八百八十三石餘 (洛東祇園社西)

土御門院建仁元年將軍源賴家建立 開山榮西禪師

塔頭	集慶軒	兩足院	福聚院	清住院	禪居庵	靈洞院	興雲庵
	大統院	久昌院	庶燈院	永源庵	常光院	大昌院	妙喜庵
	普光庵	靈源庵	大中庵	眞如庵	定惠院	從龍軒	養浩庵

惠日山東福寺 寺領千七百十四石 (洛東大佛殿ノ南)

四條院延應元年九條殿道家公草創 開山聖一國師

塔頭 萬壽寺 寺領八十五石五斗
龜山院文永九年草創 五山ノ其一ヶ寺也往古洛下五條高倉ニアリ開基聖一ノ

弟子 覺禪師

海藏院 三聖寺 栗棘庵 妙能庵

右五ヶ院ハ北塔頭輪番所也

勝林庵 如龍庵 心源庵 艮岳院 夜泊庵

右三聖寺内ニアリ

松月軒 靈源院 退耕庵 寶勝院

右海藏院門宗

白雪軒 善惠軒 大機軒 同聚院 不二庵

右栗棘庵門宗

大慈庵 龍吟庵 常閑庵

右三ヶ所中谷輪番所

曹源院 卽宗院 桂昌院 南昌院 清光院 本成寺 永安院

莊嚴院 天得院 芬陀利花院 願成寺 成就院

右中谷塔頭

正法山妙心寺

寺領四百八十石餘 (洛西木辻村西)

花園院御建立 開山關山惠玄國師

正覺庵 南明院 正統院 光明院 永明院
右南塔頭

塔頭 龍泉庵 水月庵 長興院 德雲院 龍福院 東海庵 小方丈

贊福院 養德院 海福院 大雄院 長慶院 雲禪院 天球院

天祥院 大通院 大嶺院 大法院 玉壽院 玉龍院 延福院

平常院 靈雲院 天授院 盛岳院 衡梅院 如是院 養源院

東林院 玉鳳院 大心院 養賢院 瑞松院 雜花院 蟠桃院

常陽院 桂春院 桂林院 盛德院 隣花院 壽應院 智勝院

春光院 福壽庵 金牛院 通玄院 多寶院 南海院 常春院

聖沃院 退藏院

南門前

寶相院	超列院	福昌院	光國院	麟祥院	龍花院	春浦庵
慈性院	松竹庵	花岳院	惠照院	大光院	長松院	瑞春院
北門前						
後園庵	雄心院	西性庵	鳳臺院	圓住庵	大龍院	慈雲庵
仙壽院						

龍寶山大德寺

寺領二千四百石 (洛北紫野)

花園院後醍醐帝御崇敬高所也 開山大燈國師

塔頭 德禪寺	養德院	松源院	橫梅院	龍源院	昌林院	玉雲院
正受院	龍翔院	見性院	三玄院	常開庵	興修院	瑞岸院
大慈院	龍光院	佐入庵	看松庵	置安軒	玉林院	高桐院
大光院	瑞源庵	正宗庵	孤蓬庵	梅岩庵	寸松庵	碧玉庵
金龍庵	玄溪庵	天瑞寺	威德院	摠見院	聚光院	貞岳院
養花庵	龍泉庵	清泉庵	大仙院	芳春院	高林庵	眞珠庵

吉祥山正傳寺

寺領百八石 (西加茂)

宗元庵普門開基

塔頭 瑞泉庵	南陽院	龍珠軒	開修軒	楞嚴軒	洗心庵	正足庵
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

大梅山長福寺

寺領三百六十石 南禪寺ニ屬ス (高野郡梅津)

開基眞理尼

塔頭 正法院	大慈院	牧雲軒	梅南軒	知足軒	意春軒	長德軒
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

瑞光院	藏龍院	即心軒
-----	-----	-----

龍安寺

寺領三百九十石 (洛北等持院西)

細川勝元建立法名號龍安 開基義天和尙

塔頭 東率院	養花院	杏林庵	西源院	宜春院	西川庵	龍昌院
牧雲庵	永久院	多福庵	大珠院	妙智庵	本光院	勝林庵
見性庵	靈光庵					

覺雄山鹿王院

(下嵯峨)

等持院 寺領三百二十石 (北山衣笠山北)

後光嚴院延文年中源義詮將軍建立

塔頭 大圓院 興雲院 正受院 藏泉庵 福泉庵 壽慶庵 松窓院

妙光寺 世號三印金堂 (洛西鳴瀧村)

後深草院御宇法燈國師覺心和尙開基

鹿苑寺 寺領三百石餘 世號三金閣寺 (北山平野社北)

後光松院應永四年將軍義滿建立法名號鹿苑院 開山夢想國師

慈照寺 寺領三十四石餘 世號三銀閣寺 (東山白川南)

將軍義政建立俗二東山殿下號入

高臺寺 寺領五百石 (東山八坂郷)

豐臣秀吉公北ノ政所慶長年中建立

塔頭 月心院 圓徳院

臨川寺 (下懸殿)

應永年中將軍義滿建立 開山夢想國師

寶篋院 (下懸殿)

將軍義隆本願 開山同上

西芳寺 (西山松尾南)

中興開山同上

乙訓寺 寺領百石 (西山)

推古帝御願宇多帝ノ御再興依テ號三法皇寺・南禪寺末寺也

興聖寺 (宇治)

後深草院御宇曹洞宗開山道元和尚開基

黄檗山萬福寺 寺領四百石 (大和田)

承應年中建立 開山隱元禪師

塔頭	紫雲院	慈福院	花藏院	萬壽院	法苑院	花嚴室	漢松院
清壽院	寶藏院	東林庵	長松院	養慶院	龍興院	珠住院	

法林院

圓通寺 (北山橋枝村)

後光明院勅願寺 開山妙心寺禿翁和尚

靈源寺 (西賀茂)

後水尾院御本願

真如寺 (洛西等持院ノ東)

高師直建立 相國寺末寺

靈芝山光雲寺 寺領二百石 (東山)

後光明院御宇女院御所御勅願寺

花山寺 (山科花山)

陽成帝元慶四年草創 寛和二年花山法皇營寺ニ於テ御出家近世妙心寺愚堂和尚再興

楞伽寺 (洛陽千本)

爲虎關兼經公建立

圓光寺 寺領百三十石 (元相國寺境内今一乘寺村有)

酬恩庵 寺領九十五石 (耕村)

大慈山法皇寺 (二條川東新地)

淨土佛閣

東山大谷寺知恩院 寺領六百八十三石餘 (東山吉水)

順徳院建暦元年建立之 開基圓光大師源空和尚法然上人 日本淨土總本寺

塔 源光院 光照院 徳林院 保徳院 良正院 先求院 浩源院

福壽院 浩徳院 入信院 忠岸院 信壽院 常照院 西養院

威徳院 九圍院 九勝院 崇泰院 源順院

末寺 五條下寺町 新善光寺 下立賣千本西へ入 勝岩寺

勝岩寺西丁 弘誓寺 下立賣七本松西へ入 淨圓寺

大將軍紙屋川筋端 地藏院 北野御前通上大將軍下ル淨光院

淨光院南隣 東光寺 中立賣千本西へ入 報土寺

千本通り一條角	大超寺	大超寺東隣リ	淨福寺
同所東一條上ル	知恵光院	一條知恵光院周防殿丁	長榮寺
千本一丁西元誓願寺上ル香林寺	同町	同町	護念寺
千本西元誓願寺上ル	親縁寺	千本五辻ヨリ三丁上ル	瑞雲院
千本寺ノ内下ル柏丁	善福寺	同町	無量寺
寺ノ内猪熊上ル枕丁	徳壽院	知恵光院寺ノ内一丁上ル眞教寺	
安居院二階町	超勝院	上立賣小川西へ入	超忍寺
寺町鞍馬口	淨善寺	同下ル町	西園寺
寺町筋違橋下ル	慈福寺	川筋今出川下ル	正定院
川筋今出川上ル	光福寺	光福寺近隣	福善寺
東山知恩院境内	一心院	三條大橋東へ二丁目	金臺寺
三條橋ヨリ一丁東	心光寺	三條下ル繩手	西願寺
三條下ル繩手	三縁寺	同町	高樹院
二條河原町東へ入	善導寺	河原町二條上ル丁	法雲寺

二條川東新地	大光院	同町	大雲寺
同町	生性寺	川東今出川下ル	常林寺
二條川東新地	専念寺	川東今出川下ル	長徳寺
川東今出川下ル	善香寺	同町	教安寺
同町	専稱寺	同町	正念寺
同町	見性寺	二條川東新地	信行寺
寺町三條上ル丁	天性寺	寺町蛸薬師辻	正覺寺
正覺寺南隣リ	稱名寺	稱名寺南隣リ	西導寺
同町淨心寺向	光徳寺	東山高臺寺辻	青龍寺
寺町四條下ル	春長寺	同南隣リ	大雲院
同南隣リ	淨教寺	寺町綾小路下ル丁	勝圓寺
勝圓寺南隣リ	法然寺	寺町佛光寺下ル丁	空也寺
寺町佛光寺下ル丁	永養寺	寺町高辻下ル	淨國寺
醒ヶ井五條下ル	安養院	萬壽寺西河院角	大泉寺

高倉松原下ル	長香寺	高倉五條下ル	淨雲院
五條下寺町	本覺寺	同町西側	上德寺
八條坊門大宮東へ入	龍岸寺	大宮九條坊門	福田寺
朱雀權現堂	祇陀林寺	松原大宮西へ入	正法院
佛光寺大宮西へ入	歸命院	同町	月輪寺
綾小路大宮西へ入	成道院	同町	聖德寺
同町	光緣寺	同町	法善寺
同町	西方寺	四條大宮西へ入	妙嚴院
四條大宮西へ入	悟真寺	六角大宮西へ入	善照寺
六角大宮西へ入	如來寺		

紫雲山金戒光明寺

寺領百三十石餘 (東山新黒谷)

淨土鎮西四箇ノ一本寺 開基源空上人 本尊惠心作

塔頭 淨源院 常光院 超覺院 栖松院 常住院 長安院 妙蓮院

清心院	淨專院	善勝院	榮攝院	西住院	永運院	行心院
顯岑院	善教院	南龍院	瑞泉院	守中院	龍光院	上雲院
正福院	光專院	金光院	長生院	西翁院	養親院	光德院
玉照院	持法院	福壽院				
道心者 實相院	法鏡庵	月窓軒	蓮池院	廊稱院	法泉庵	善相軒
自現庵	松樹軒	智光庵	光安院	明看院	欣淨院	天曉院
雲林院	傳喜院	光中庵	源信庵			
末寺 知惠光院出水	昌福寺	同西隣リ	松林寺			
西寺町下立賣上ル	大雄寺	下立賣七本松西へ入	教善寺			
御前通り上大將軍下ル	廻向院	内野立本寺西裏	西正寺			
三軒寺通千本西へ入	國生寺	同東隣リ	長德寺			
寺ノ内千本東へ入丁	淨光寺	寺町鞍馬口東へ二丁	西向寺			
黒谷門前北へ一丁	公安院	白川橋一丁西南裏寺	城安寺			

三條大橋詰	法林寺	二條川東新地	西昌寺
二條川東新地	常念寺	四條御旅丁	大龍寺
佛具屋丁五條下ル	大蓮寺	高辻大宮西へ入	西應寺
三條橋東へ二丁	正榮寺	錦小路大宮西へ入	欣淨寺
蛸薬師大宮西へ入	正運寺		

長徳山知恩寺百萬遍

寺領三十石餘 (神樂岡西北田中村)

淨土四ヶ一本寺源空上人弟子 開基勢觀坊

西塔頭 心行院	栖松院	善導院	珠窓院	正善院	養春院	慶運院
壽仙院	常行院					
東塔頭 勢至堂	安樂院	龍見院	休安院	安養院	瑞林院	如意庵
源興院	淨土院	養源院	天養院			
道心者 林松院	清淨院					
末寺 出水通り千本西へ入	善福寺	下立賣千本西へ入	祐正寺			

七本松下立賣上ル	松月院	同町	觀音寺
觀音寺隣り	福壽院	御前通上大將軍下ル	超圓寺
千本五辻三丁上ル	石像寺	寺ノ内千本西へ入	大幸寺
出水七本松東へ入	五劫寺	紫竹上野村	光念寺
寺町今出川上ル六丁	光明寺	光明寺下ノ丁	阿彌陀寺
田中村	守岐寺	同村	福藏院
三條白川橋東	金剛寺	二條川東新地	正行寺
二條川東新地	大恩寺	寺町錦上ル丁	了蓮寺
蛸薬師辻子	淨心寺	五條下寺町	極樂寺
極樂寺南隣り	逆光寺	松原西寺町	玉樹寺
松原西寺町	西照寺	同半丁西	長圓寺
同大宮西へ入	法宜寺	錦小路大宮西へ入	專徳院
三條大宮西へ入	妙泉寺	同町北側	三寶寺
蛸薬師大宮西へ入	淨圓寺		

淨花院 寺領五十石 (寺町今出川下ル三丁目)

清和天皇勅願寺慈覺大師建立往古禁裏佛室也依之無寺號山號一

塔頭 松林院 壽徳院 良樹院 無量壽院 龍泉院 榮壽院 高堂院

戒光院

萬日 常行院 地藏堂

末寺 西京下立賣下ル丁 花開院 七本松下立賣上ル 正覺寺

下立賣西京 自性院 同北隣リ 淨篤寺

下立賣北野御前通東へ入西蓮寺 西京下立賣南 清蓮寺

大將軍御前通西へ入 成願寺 北野御前通大將軍下ル 専福寺

寺町筋下橋西へ入 念佛寺 粟田口神明坂 安養寺

二條川東新地 生蓮寺

聖衆來迎山禪林寺 四十三石餘 (洛東永觀寺)

文武天皇御宇濟衡年中草創開山眞濟元へ法相宗中興開山永觀律師

報國山光明寺 (西山粟生野)

宇都宮蓮生法師 開基宇都宮賴徳建立 號念佛三昧院源空上人滅後經十七年建之道

師安居院座學本尊彌陀惠心作蓮生法師安置佛也 右二ヶ寺へ日本淨土宗西山派本寺也

末寺 寺町今出川三丁上 佛陀寺 下立賣西京 竹林寺

内野立本寺ノ裏 金林寺 松原西寺町 稱名院

寺町今出川上ル 十念寺 東山眞如堂前 大興寺

永觀堂門前 智福院 三條大橋東二丁目 大藏寺

三條繩手 善福寺 三條小橋下ル 瑞泉寺

二條川東新地 佛光寺 寺町三條上ル丁 金剛寺

寺町蛸藥師下ル 善長寺 蛸藥師辻子 常樂寺

蛸藥師辻子 西林寺 高倉五條下ル 西念寺

五條下寺町裏町 等善寺 五條下寺町 萬年寺

七條下木津屋橋 宗徳寺 松原通西寺町 専求寺

松原通西寺町 末慶寺 同町 善徳寺

同町	真立院	五條下寺町ノ裏	延壽寺
綾小路大宮西へ入	光林寺	四條通大宮西へ入	更雀寺
綾小路大宮西へ入	休務寺	蛸薬師大宮西へ入	誓弘寺
六角通大宮西へ入	滿福寺	同町	光明寺
二條川東新地	清光寺	同町	西方寺

誓願寺 十六石九斗 (寺町三條下町)

天智天皇御草創號大本尊後開山惠隱法師再興松ノ九殿本尊春日作淨書深草流義本寺也

塔頭	自休院	福正院	安樂院	竹林院	西林院	得樂院	寶樹庵
金松庵	順涼院	見松院	洞仙院	長仙院	淨光庵	隨心庵	
大善庵	珍譽庵	真如庵	半溪庵				
末寺	二條東新地	三福寺	寺町蛸薬師上ル	西光寺			
誓願寺圖子	極樂寺	同町	光明寺				
同町	明具寺	三條橋東一丁目上ル	超勝寺				

誓願寺圖子	寶藏寺	同町	法界寺
-------	-----	----	-----

圓福寺 十八石餘 (寺町蛸薬師内)

大檀那花園院後花園院兩帝勅願 本尊彌陀源空上人直作淨土宗深草流一本寺

一心院 (東山知恩院境内山上)

開山三蓮社緣譽稱念上人 吟應和尚知恩院ノ末寺

末寺	寺ノ内千本西へ入	昌福寺	同北枕町	稱念寺
紫竹村	招善寺	上御懸前一下上西	西福寺	
聖護院村	正覺寺	寺町綾小路下ル	透玄寺	
寺町綾小路下ル	聖光寺	寺町佛光寺下ル	乘願寺	
五條下寺町裏	竹林寺	東洞院七條下ル	正行寺	
下嵯峨	正定院	同大澤ノ北	稱念寺	
新善光寺	十七石九斗	(五條寺町名來迎堂)		

一條院章創勅願本尊圓淨檀金三尊善光寺分身像本田甲斐守義介鑄之

花開院 十一石 (下立賣下ル)

後深草院章創勅願寺 本尊彌陀慈覺大師作

佛陀寺 二十六石 (寺町今出川上ル三丁目)

村上天皇天曆六年六月建立 太上天皇御願寺

本覺寺 三十石 (五條下寺町)

開山玉翁上人

長講堂 二十七石 (同)

後白河法皇建立念佛勸修舊跡

延壽寺 十八石 (同亥町)

近衛院御本願本尊大日如來 運慶作平忠盛奉行之

淨福寺 (一條千本東入)

後奈良院勅願所

十念寺 (寺町今出川上ル五丁目)

後村上帝御子眞阿草創

松林院 (寺町淨花院境内)

香衣道祖再興日野光慶

智惠光院 (一條大宮西)

持明院家ノ寺也

阿彌陀寺 (寺町今出川上ル五丁目)

天正年中清玉上人建立 織田信長聚骨灰葬此地

勸學院 (洛西壬生ニ近ク雀ノ森ト云)

嵯峨天皇弘仁十二年建立 藤左大臣冬繼願所

報恩寺 七石一斗五升 (上立賣小川西入)

祇陀林寺 (七條朱雀權現堂)

開基聖德太子本尊地藏

淨教寺 六石 (寺町四條下ル)

大興寺 六石 (東山)

金剛寺 (寺町三條上ル號失田寺)

承和十二年滿嚴上人建立 本尊地藏小野篁作

法輪寺 (三條大橋東)

開山袋中上人

三福寺 二十五石 (二條川東新地)

勝圓寺 三十石 (寺町綾小路下ル)

後奈良院勅願寺

萬無寺 (東山獅子谷號法然院)

開基萬無和尚

靈山寺 (北山大原)

後鳥羽院建久三年建立 開基源空上人

來迎寺 (同)

堀川院承德元年良如上人建立

寂光院 三十石 (北山大原)

承德年中良忍開基 大治二年建禮門院入寺再興平信長公

勝林寺 五十石 (同)

法然上人與台徳在法輪于時此如來爲證此故俗證據ノ彌陀ト云也

融通寺 南ノ坊始融通念佛 (同)

崇徳院大治二年良忍上人建立

往生院 (嵯峨)

承保年中草創 建保年中再興源空弟子善惠上人

小倉山二尊院 百十五石 (嵯峨)

往古源空上人草庵也本尊彌陀釋迦俗之號二尊院ト

寺院

觀玉院 乘全副院 花藏院 玉林院

德迎山正法寺 五百石 (八幡志水)

興廢入中興源敬公母公爲相應院建立

無量山西方寺 (五ヶ庄)

俗彌陀次郎ト云

九品寺 (鳥羽)

鳥羽法皇構城南離宮時九ヶ處建立其隨一寺也

西光寺 (山科)

空也院ト號ス空也上人於此地遷化天和元年寺町大雲院性懃再興

極樂寺 (下桂)

開山稱念上人 天文年中再興

淨名寺 (木幡)

知恩院末寺

智證大師開基 稱大善寺藤宗基寺也

日蓮宗佛閣

大光山本因寺 寺領百五十石 (堀川松原)

龜山院御宇建立 後醍醐天皇勅願所開山日蓮大菩薩第二世日朗菩薩當山ニ開浮提第一

立像釋迦佛外ニ靈寶有

塔頭 勸持院 大法寺ト云 松林院 天靈寺ト云 戒善院 妙階寺ト云 持録院 寶園寺ト云

松陽院 詮量院 玉明院 林性院 本妙院 玉林院 智明院

本實院 本覺院 圓勝院 善勝院 清淨院 寶珠院 了光院

智了院 英院 一音院 依正院 一妙院 高嚴院 常沈院

本立院 圓住院 了覺院 淨信院 瑞雲院 眞如院 大慈院

久成院 吉祥院 賢利院 心行院 圓了院 本柄院 本法院

智光院	多門院	喜見院	教籠院	圓教院	乘降院	正善院
榮長院	萬慶院	眞藏院	玉性院	十如院	春了院	立正院
圓壽院	玉雲院	十法院	玉泉院	一雲院	求法院	檀林
末寺	東川原今出川	法性寺	鷹方峯		瑞芳寺	
中堂寺村		慈雲寺	中立賢千本		大黒庵	
二尊院南		常寂寺	中堂寺村		長國寺	
一條淨福寺		妙堯寺	堀川佛光寺		本藏寺	
一惠光寺		惠光寺	中堂寺村		妙孝寺	
法花寺		法花寺	中堂寺村		長流寺	
四條西梅澤村		本福寺	伏見		妙福寺	
上久家村		本清寺	下鳥羽村		常高寺	
下久家村		福生寺	同村		妙法寺	
同		眞稱寺	太秦安養寺		安養寺	
下久家村		本照寺	太秦安養寺村		本瑞寺	

太秦安養寺村

南照寺

南山城大住應思村

法華寺

具足山妙顯寺

寺領 (寺之内小川)

後醍醐天皇_三勅願所 後圓融院御宇建立 開山日像大菩薩加賀黃門利光之再興

興

塔頭 大如院 大妙寺ト云 寺頭三名 泉妙院 弘傳寺ト云 開山九老日行上人 春天院

久本院 法宣院 花光院 十乘院 惠命院 常樂院 千如院

光乘院 實加院 教法院 圓教院 教林院 知賢院 善行院

本行院 正觀院 法院 星湯院 安住院 思善院 增長院

玉泉院 一性院 聚拔院 藥三院 龍善院 喜見院 圓聚院

明乘院 定惠院 了義院 本成院 省我坊

末寺 深草開山日緣上人 寺頭四名餘 寶塔寺

紫竹 常德寺 鷄冠井村 石塔寺

伏見 泉涌寺 五辻通 三會寺

寺町今出川	千佛寺	西之京	十如寺
下長者町千本西へ入	妙徳寺	七本松	大圓寺
鶏冠井村	持經寺	北岩倉村	全龍寺
鶏冠井村	南眞經寺	五辻通	感應寺
鳴瀧村	三寶寺	伏見	顯正寺
出水千本西へ入二丁目	華光寺	上植野村	法華寺
鶏冠井村	興隆寺	鶏冠井村	成就寺
深草	瑞光寺	宇治一ノ坂	直行寺

具足山妙覺寺 (上京柳原)

後圓融院御宇建立 開山日像菩薩當山ニ二王空海之作叡山しかはう塔有狩野古法眼之宿院有之候付名筆有候云々

塔頭 觀行院	慈雲院	玉泉院	見樹院	實成院	壽泉院	成就院
本立院	智善院	觀乘院	惠林院	大乘院	禪明院	圓隆院

了縁院	寶樹院	善照院	全藏院	啓運院	大通院
-----	-----	-----	-----	-----	-----

末寺 門野七本松	本昌寺	修學寺村	常入寺
----------	-----	------	-----

中堂寺村	蓮久寺	伏見	法性寺
------	-----	----	-----

醒ヶ井綾小路	本行寺	上久我村	妙昌寺
--------	-----	------	-----

二條川東	本妙寺	上鳥羽村	實相寺
------	-----	------	-----

上久我村	萬願寺	鶏冠井村	本教寺
------	-----	------	-----

本山本能寺 (寺町姉小路上ル)

後花園院寛正年中建立 開山日隆上人

塔寺 遮壽院	龍雲院	久成院	慈恩院	惠昇院	本樹院	扇本院
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

本法院	本光院	長遠院	妙行院	玄妙院	高俊院	眞淨院
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

常照院	本證院	詮量院	吉祥院	圓光院	光承院	蓮承院
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

本行院	實教院	智願院	信舞院	源妙院		
-----	-----	-----	-----	-----	--	--

末寺 東山願林寺奥	本住寺	同所	本漸寺
-----------	-----	----	-----

伏見丹波橋 本成寺 内野三大夫ノ圖子 大乘寺

具足山立本寺 (内野七本松)

後圓融院御宇建立 開山日像菩薩當寺塔異國ニリ渡ス塔中釋迦多寶門前ノ寶皆名作異國ニリ渡云々門裏炎燒ニ燒失ス

塔改 教法院 光源院 大林院 勅持院 清淨院 良泉院 緣了坊

寶圓坊 本妙坊 正行坊 智積坊 玉泉坊 覺成坊 大乘坊

智成坊 靈仙坊

末寺 西陣六軒町今出川 燈明寺 下鴨鳥居前 大妙寺

松ヶ崎開山日像菩薩 妙泉寺 同所

保草橋本寺村 靈光寺 修學寺村 眞乘寺

山科毘沙門堂前 大立寺 同所 秀典寺

妙塔山妙滿寺 (寺町二條)

勅願所 開山三位僧都日什上人

塔改 正行院 本覺院 延壽院 法光院 大乘院 中正院 法性院

學恩院 成就院 遠妙院 本慈院 量長院 常性院

末寺 五辻文本 壽量寺 五條橋東 上行寺

松原建仁寺町 妙祐寺 山科竹鼻 觀音寺

二條川東 本正寺 高辻烏丸 久遠寺

高辻烏丸 善立寺

法鏡山妙傳寺 (二條川東)

後柏原院御宇建立 開山日意聖人

塔改 寶林院 覺樹院 惠性院 正林院 本光院 妙釋院 玄祥院

了岳院 教就院 遠照院 圓立院 寬明院

末寺 鳥部山 邊妙寺 西ノ岡下山田村 眞如寺

廣布山本滿寺 (寺町今出川)

後花園院御宇建立 開山日秀僧都當寺祖像ハ丹州芹生村山麓土中法華經讀誦ノ聲ス則

掘出而安置ス鑿驗多シ

塔寺	慎藏院	寶泉院	十抄院	瓦叔院	眞應院	正行院	善勝院
	考音院	玉庵	玉持院	學仙院	善養院	法性院	妙音院
	圓明院	守立院	妙行院	一乘院	本立院	法泉院	
末寺	中立賣千本		登染寺				

叡昌山本法寺

寺領二十一石 (小川改寺ノ同上)

後土御門院御宇建立 開山久遠成院日親大僧都

塔改	玉樹院	眞就院	奧造院	教行院	大運院	壽量院	奧雲院
	十乘院	教藏院	高要院	法昌院	本要院	教學院	興德院
	逆光院	正行院	信敬院				
末寺	鷹ヶ峯		妙秀寺	鳥部山			本壽寺
	下岡崎村		本光寺	伏見御香宮西			本教寺
	鷹ヶ峯		元悅寺	清水三年坂			一心庵

卯木山妙蓮寺

寺領十石 (寺ノ内大宮)

開山日像菩薩八品 始祖日忠大僧都中興日應僧正

塔改	俱要院	玉龍院	本妙院	圓常院	賢樹院	善勝院	芳徳院
	本法院	重玄院	見龍院	法壽院	圓教院	本光院	隨遠院
	高臺院	大成坊	柳之坊	壽命院	玉妙院	眞淨院	法藏院
	本覺院	龍堂院	慈性院	久成坊	壽益院	專隆坊	
末寺	若松邊出水		妙圓寺	上鳥羽村			妙福寺
	紫竹		妙音寺	北野下大將軍			宥清寺
	若松邊出水		本成寺				

本山要法寺

(二條川東)

開山日尊大僧都							
塔改	信行院	法性院	顯壽院	寶成院	惠光院	眞善院	妙種院
	眞如院	本地院	本行院	智見院	隨信院	動持院	惠明院

自成院

末寺 五條坂極行前

長圓寺

鳥部山

實報寺

荒神口

妙經寺

鳥部山

實藏寺

松原邊

日體寺

開法山頂妙寺

寺領二十一石餘 (二條川東)

後柏原院御宇建立

開山三位法印日祝大僧都

塔 改 妙雲院

成就院

本立院

善立院

瑞泉院

眞淨院

眞如院

慈運寺

運乘院

奧林院

輪藏院

善性院

養泉院

法來院

邊明院

大乘院

靈運院

法輪院

石塔寺

惠光山本隆寺

(智惠光院五辻上)

開山常不惶院日眞大和尚

塔 改 本城院

玉峯院

玉樹院

本照院

慶成院

正壽院

足妙院

本法院

燈城院

安住院

圓隆院

寶樹院

圓光院

一乘院

本栖院

本光院

末寺

上鳥羽村

寂然寺

西陣姥ふところ

本久寺

西陣姥ふところ

眞成寺

碓のそ

妙教寺

八幡

本妙寺

光了山本禪寺

(寺町淨花院北)

後ニ松院建立

開山日陣聖人

塔 改 玄妙院

養善院

心城院

詮量院

本高院

圓龍院

圓壽院

智門院

空中山寂光寺

寺領四石 (二條川東)

開山日淵上人常山ニ日蓮大菩薩御舍利有六月十六日十月十三日開帳珍敷人丸菟像藤原信

實筆日本ニ無類

塔 改 實教院

玄立院

詮量院

本成院

久成坊

實成院

本行院

本因坊

御基所江戸ニ在リ

本涌山妙泉寺 (寂光寺門内)

開山日舜大都僧當山ニ佐渡國袈裟掛松ノ日蓮大菩薩尊像有

示現山滿願寺 (上岡清村)

勅願所 開山日享上人無本寺

深草山墨染寺 (伏見) 身延末寺名櫻古歌有

上行寺 (一條油小路) 富士西子末

成願寺 (洛西木辻村) 無本寺

勝光寺 (中堂寺村) 身延末寺

燈光寺 (北岩倉村) 無本寺

安樂寺 (上島羽村)

本瑞寺 (千本五辻東入) 身延末寺

大漸寺 (六原) 中山末寺

稱念寺 (出水) 無本寺

眞造庵 (五條橋下) 無本寺

壽延寺 (五條大黒町)

住本寺 (東九條) 無本寺

法花寺 (北野) 池上末寺

吉祥堂 (竹田)

檀林八ヶ所

松崎本涌寺 (松ヶ崎) 立本寺末

開基教藏院日生上人

求法院

寂光山常照寺 開基字照院日乾上人

了光山護國寺 (山科) 開祖法性院日勞上人 妙傳寺末

妙惠山善正寺

(東寺)

開祖顯壽院日儼上人 本因寺末

真經寺

(雞冠井)

妙顯寺末

開祖通明院日祥上人

久遠山本經寺

(小栗橋)

要法寺末

開基妙雲院日承上人

妙龜山隆閑寺

(大龜谷)

本經寺末

開基智泉院日堯上人

一向宗并時宗道場

東本願寺

(洛東六條)

正親町院御宇天正十八年建立

號泥植院

御境內道場

不明門七條上ル

東坊

堀端中居町

德應寺

烏丸御堂前

善永寺

同町

法光寺

袋町

唯乘坊

同町

無量寺

不明門萬年寺下ル

圓重寺

東洞院萬年寺下ル

淨林坊

東洞院通上珠敷屋町下ル秋園坊

間ノ町萬年寺下ル

西宗寺

上根敷馬場

勝福寺

同町

法順坊

土手町

正因寺

萬屋町

善久寺

下根敷鹽屋町

淨真寺

東玉水町

妙誓寺

間之町上珠敷屋町下ル

光久寺

烏丸魚棚角

唯願寺

間之町萬年寺下ル

即成寺

洛中道場

寺町今出川上ル柳風呂町圓覺寺

塔之段

常願寺

今出川室町東へ入

光明寺

二本松烏丸東へ入

長徳寺

寺町通り光徳寺町

長體寺

室町通り森ノ下町

大泉寺

安居院西若宮町

淨徳寺

同社立町

正念寺

安居院前ノ町

正安寺

大宮寺ノ内上ル

長榮寺

上立賣猪熊西へ入

徳圓寺

一條葎屋町

西願寺

一條通りひだしの町	正賢寺	元誓願寺千本東へ入	徳極寺
北野柳町	善正寺	中立賣千本東へ入	西光寺
葎屋町下立賣下ル	眞教寺	日暮榎木町上ル	等觀寺
下長者町大文西へ入	仙宗寺	出水千本東へ入	澄江寺
御幸町竹屋町下ル	淨慶寺	三條新チャ町邊	正願寺
二條新地石垣ヨリ四筋目西蓮寺	三條新地	三條新地	願立寺
二條新地石垣六筋目	本福寺	川原町二條上二丁目	悪性寺
富小路夷川上ル	變更寺	釜座丸太町上ル	養林寺
黒門下立賣上ル	盛林寺	中長者町小川西へ入	法光寺
松屋町下立賣下ル	了眞寺	三條橋二丁東	正林寺
鉄屋町三條上ル	淨泉寺	鉄屋町姉小路上ル	泉徳寺
小川押小路角	西福寺	烏丸御池下ル	長安寺
高倉御池上ル	本龍寺	柳馬場御池上ル	願樂寺
柳馬場御池上ル	法泉寺	新ノ町蛸薬師	眞蓮寺

新ノ町三條下ル	教信寺	猪熊六角下ル	圓龍寺
松原西洞院東へ入	光圓寺	東六條下珠敷屋町	開昌寺
堀川綾小路下ル	常念寺	鉄屋町三條下ル	福圓寺
富小路四條下ル	徳正寺	高倉五條四丁下ル	徳念寺
柳馬場三條下ル	寶蓮寺	川原町四條四丁上ル	了徳寺
諏訪町五條下ル	専福寺	間ノ町五條下ル	養蓮寺
不明門上珠敷屋町上ル	佛現寺	烏丸七條上ル	則現寺
佛具屋町魚棚下ル	圓徳寺	五條西洞院西へ入	長覺寺
諏訪町松原下ル	永念寺	五條橋東二丁目	長龍寺
大佛袋町	徳善寺	伏見かり道正面下ル	養泉寺
高倉五條下ル二丁目	佛願寺	堺町松原下ル	大念寺
富小路松原上ル	唯明寺	御幸町松原下ル	圓光寺
堀川三條下ル	隨蓮寺	寺ノ内大宮一丁上二丁目因立寺	
黒門中立賣上ル	正光寺		

西本願寺 寺領四十石 (洛西六條)

正親町院天正十九年建立

御院内道場

醒ヶ井御門前	教宗寺	同町	明光寺
同町	光隆寺	同町	金寶寺
同町	正光寺	同町	常閑寺
同北小路下いしの	瑞坊	同町	正應寺
北小路	西光寺	下魚棚下ル	圓光寺
同魚棚	西吊寺	東中筋御前通下ル	光正寺
東中筋御前通上ル町	光永寺	同町	願成寺
同町	眞徳寺	花屋町上學林町	佛照寺
花屋町上學林町	蓮光寺	同町	西教寺
同町	光正寺	同町	遍正寺

洛中道場

御前通油小路東へ入	光來寺	花屋町西洞院西へ入	變林寺
油小路御前通下ル町	尊超寺	同町	瑞林寺
下魚棚堀川西へ入	專修寺	醒ヶ井花屋町上ル	證善寺
七條西洞院東へ入	圓成寺	東中筋七條上ル	學林寺
西洞院花屋町上ル	光專寺	醒ヶ井花屋町上ル	東坊
醒ヶ井花屋町上ル	正忍寺	佛具屋町花屋町上ル	唯念寺
醒ヶ井花屋町上ル	雲清寺	西中筋北小路下ル	徳成寺
下魚棚西洞院西へ入	明青寺	新町花屋町上ル	光岸寺
西中筋花屋町上ル	泥洹寺	壹貫町	慈眼寺
壹貫町	永法寺	西中筋御前通下ル	船西寺
上京柳原上御靈西	明光寺	武者小路小川東	安養寺
室町一條上ル町	淨教寺	安居院二階町	西方寺

西陣笹屋町	長圓寺	聚落鍋町	妙林寺
大宮御城上ル町	西圓寺	中立賣大宮ヨリ一丁目	正福寺
丸太町堀川西へ入	順光寺	西洞院下立賣上ル	變林寺
小川下立賣下ル	正覺寺	竹屋町堀川東へ入	妙善寺
高倉二條下ル町	淨光寺	御池柳馬場西へ入	妙福寺
釜座三條上ル町	淨宗寺	粟田口	新覺寺
堺町三條下ル町	法淨寺	富小路錦上ル町	淨行寺
錦小路烏丸東へ入	順正寺	西洞院三條下ル町	專念寺
油小路御池上ル町	正圓寺	同通り六角下ル	佛原寺
猪熊六角下ル	善法寺	同町	光岸寺
猪熊錦小路下ル	專德寺	小田原町五條上ル	安樂寺
烏丸五條下ル	光雲寺	間ノ町五條上ル	發願寺
狹屋町五條上ル	妙順寺	護屋町丸太町上ル	長源寺
二條川東	忍性寺		

興正寺 (西六條)

佛光寺 寺領七石二斗餘 (五條坊門東洞院東へ入)

開基親鸞上人直弟眞佛上人中興 第六代了源上人 九代經光上人 二條前關白公
猶子天台座主教覺法親王爲戒師從是有僧正官本尊大師慈覺作彌陀尊 往古寺號興正寺後
正寺醍醐帝御宇耀内裏光明帝奇瑞勅改佛光寺

本誓寺 (河原町二條上ル)

高田流義一向寺也 本寺勢州在一身田云

梅林房 福昌房 安立坊 安樂坊 大佛房

新善光寺 (五條寺町西へ入)

開基二遍上人 二世應河上人兩師有御影教盛由緒有寺中折扇爲作業號御影堂

香阿彌	珠阿彌	龍阿彌	仙阿彌	由阿彌	文阿彌	來阿彌
一阿彌	持阿彌	善阿彌	乘阿彌	重阿彌	林阿彌	直阿彌
應阿彌						

靈山正法寺 寺領二十三石餘 (洛東清水)

傳教大師開基 中興國阿上人當寺彌陀齒佛ト云

寺 中 長 殿 益阿彌 忍阿彌 重阿彌 種阿彌 珠阿彌 與阿彌

丹阿彌 連阿彌 宿阿彌

金玉山雙林寺 二十四石餘 (吉水南)

右大夫尾張定恆建立中興國阿彌上人本尊藥師

寺 中 門阿彌 閉阿彌 西阿彌 善阿彌 教阿彌 林阿彌

東山長樂寺 八石餘 (吉水南)

宇多天皇御宇建立本尊十一面觀音中興國阿澄坊印誓上人 此寺安德天皇御衣服有之

圓山安養寺 八石餘 (洛東吉水)

再興慈鏡和尚

金 章 源阿彌 正阿彌 亭阿彌 連阿彌 也阿彌

紫雲山極樂院 (蛸藥師油小路)

開基空也上人此寺ニ造菓盤爲作業

迎稱寺 二十三石 (東山眞如堂前)

號一條道場

錦綾山金蓮寺 二十三石二斗餘 (寺町四條)

號四條道場 開基淨阿上人 往古具平眞親王ノ家也廣義門院御本願寺

歡喜光寺 四十石餘 (寺町錦小路)

開基一遍上人 號六條道場

金光寺 寺領百九十七石 (七條東洞院)

號七條道場 開基一遍上人

市中山金光寺 寺領二十八石四斗餘 (五條下寺町)

號市屋道場

聞名寺 寺領七十四石餘 號大炊道場 (二條川東)

稱名寺 寺領三石 號秋野道場 (聞名寺内)

法國寺 寺領百三十七石 (五條橋通遊行寺)

大谷御坊 西本願寺廟所 (洛東鳥邊山)

大谷御坊 東本願寺廟所 (洛東真葛原)

諸宗佛閣 末寺

比叡山延曆寺 寺領五千石 (王城丑寅行程四里)

傳教大師延曆七年草創

方廣寺 寺領六百三十三石 (大佛殿)

天正六年大開秀吉公建立

曼殊院 八百二十七石 (二條寺村)

青蓮院 千三百三十石餘 (粟田口)

開基傳教大師

常修院 九百六十四石餘 (北山大原)

毘沙門堂 五百七十石 (山科)

花山院大僧正公海開基

般舟院 五十石 (千本)

日本廬山天台講寺 五十七石 (寺町上)

寬元三年住心覺瑜上人建立

鈴聲山極樂寺眞如堂 百五十石 (東山)

清和天皇御宇慈覺大師開基

寺中 東善坊 法輪坊 常照坊 理正坊 喜運坊 吉祥坊 覺圓坊

寂靜坊 玉藏坊 松林坊 法泉坊 祥源坊

尊勝院 二十二石 (粟田口元三大師堂)

常施寺 六石餘 (寺町荒神口)

一乘寺 (西阪本)

養源院 三百石 (大佛)

菩提樹院 (神樂岡東)

上東門院建立

泉涌寺 六百八十石 (大佛東南)

齊衡三年草創 左大臣緒繼公造立

大通寺 二百八十三石餘 (匝通七條)

源實朝公政所二位尼建立

天安寺 六十五石 (洛陽西山)

誠心院 十六石 (誓願寺南)

善峰寺 (西谷善峰)

源算上人開基

勝持寺 (西山大原野)

行基開基

旗尾寺 三十五石 (洛北)

弘法弟子智泉上人開基

海印寺 (西山神谷奥)

道祖和尚開基

常光寺 (宇治)

孝德天皇開基

朝日寺 稱東向觀音 (北野本地堂)

仁和寺 千五百石 (洛西大内山)

醍醐寺 四千石 (宇治郡)

下醍醐 六百五十石 (宇治郡)

勸修寺 五百十二石 (南山科)

大覺寺 千十六石 (嵯峨)

東寺 二千三十石 (九條大宮)

寺院 寶菩提院 法言院 觀智院 光明院 佛乘院 眞性院 佛眼院

寶林院 全勝院 遍照院

神護國祚寺 二百二十石 (高雄山)

智積院 五百石 (大佛殿ノ東)

豐臣秀吉公爲母君建立

瑞應山大報恩寺 釋迦堂也 百石餘 (千本)

願成就寺 (北野經堂)

山名氏建立

金峯山上品蓮臺寺 百十石 (洛北千本)

聖德太子建立

寂勝寺 (白川)

照高院 千石 (白川)

實相院 四百十二石 (岩倉)

聖護院 千四百石餘 (洛東)

智證大師開基也森中熊野權現勸請

安祥寺 (山科)

五條后順子建立

清閑寺 (清水南)

佐伯公借建立

法性寺 (伏見街道三ノ橋)

貞信公建立

小鹽山十輪寺 (西山)

智福山法輪寺 七十石 (嵯峨)

釋道昌開基

廣隆寺 六百石 (太秦)

朝日峰白雲寺 五百八十石 (愛宕)

慶俊開基

愛宕山清涼寺 九十七石 (嵯峨)

檀林寺 (同)

義空開基

岩屋山金峰寺 (王城ノ戌亥凡四里)

弘法大師開基

松尾山鞍馬寺 二百二十六石 (洛北二里半)

音羽山清水寺 百三十四石 (洛東)

經書堂 (清水坂)

開基聖德太子

補陀洛山六波羅蜜寺 七十石餘

開基空也上人

法觀寺 (八坂)

開基聖德太子

蓮花王院 千石六斗 (大佛三十三間堂)

念佛寺 (六波羅愛宕)

如意輪山淨佛寺 (下河原七觀音)

頂法寺六角堂 一石

開基聖德太子

平等寺因幡堂 四十石

壬生寺 四十六石 (佛光寺通鳥丸)

珍皇寺 (六波羅ノ北世ニ六道ト云)

開基弘法大師

仲源寺 世ニ眼疾地藏ト云 (四條川東)

東北院 六石 (真如堂前)

遣迎院 (寺町今出川南)

道長公建立

行願寺 二十石 草堂ト云 (寺町)

清和院 四十一石 川崎觀音ト云 (北野七本松)

金剛院 嵯峨龜山法皇御堂

三鈷寺 (洛西善峰)

源算上人開基

西尊寺 圓融院御宇建立 (西山)

櫻井寺 崇徳三年建立 (西山)

眞如寺 藤原良繩建立 (西山)

遍照寺 嵯峨廣澤僧正建立

高山寺 八十五石 (梅尾)

法性坊尊意開基

善妙寺 (梅尾麓)

醫王山光福寺 (下久世)

迎錫山福田寺 (下久世)

財寺 寺領離宮ノ内 (山崎)

寶積院 (山崎)

行基開基

戒光寺 百二十石 (山崎)

神宮寺 五十石 (同離宮ノ北)

觀音寺 (同)

木食以空開基

安樂壽院 五百石 (伏見)

西行寺 (竹田)

明星山三室戸寺 (宇治)

平等院 (宇治)

後冷泉院御宇建立

法林寺 (小栗栖)

仁明天皇御宇建立

法琳寺 (宇治)

文武天皇御草創

海壽山 (同)

開基役行者

牛尾山法嚴寺 (牛尾)

柳山十禪寺 (山科四ノ宮)

明正院再興

光明山引接寺 七石七斗 (千本園魔堂)

開基定期

白毫院 (千本園魔堂)

淳和天皇御宇立

元慶寺 (山科)

陽成院御宇建立

如意山補陀落寺 (市原)

觀勝寺 (北山)

大圓上人建立

相應寺 (加茂川筋)

安樂寺 號勝光日院 (鳥羽)

法雲寺 (北岩倉)

白川院御建立

觀勝寺 (東山)

開基行基

安祥寺 (東山)

惠雲建立

吉祥院 菅原相ノ御影 (東寺南)

新長谷寺 (東山吉田)

山陰中納言建立

吉田寺 (新黒谷中山)

吉備大臣建立

神龍寺 (吉田村)

林丘寺 (修學寺村)

後水尾院皇女辨宮御本願本尊觀音

妙安寺 盧無僧ノ本寺 (大佛ノ南)

西國三十三ヶ國支配ス

永福寺 世稱鯉魚樂師 (寺町四條坊門)

護國寺 饗神泉苑 寺領四十石 (御池大宮西)

桓武天皇御宇始遷都内裏造營時俄泉涌出シ池トナル八丁

清帶寺 腹帶地藏ト云 (寺町蛸薬師)

本尊土佛地藏行基作

大阪寺院

東成郡佛閣

荒陵山四天王寺 天台宗 寺領千百七十七石

聖德太子御建立

寺院 秋野坊 舍利法印外十二坊并樂人有

舍利寺 (天王寺ノ東南ニ有)

本尊聖德太子也天王寺草創ノ時伽藍造立ノ間御舍利ヲ此所ニ置セ玉フ古跡也

坂松山高岳院一心寺 洛東知恩院末寺也 (天王寺西門筋ノ西ニ有)

有瀬川山新清水寺 (天王寺ノ西安井ノ北)

阿闍利延海建立 本尊千手觀音聖德太子御作洛陽清水寺ノ別院ニ有之靈地也

大念佛寺 (平野ニ有)

法明寺 融通大念佛宗 (深江村ニ有)

中興開基法明上人ハ此所ニ産セシ人也

國分寺 (天王寺ノ辰巳ニケリ)

聖武天皇御願本尊十一面觀音檀金ノ像也 行基菩薩ノ開基 攝津河内ノ國分也

遍明院 (東高津ノ野中少シ人家ヲ離レシ南向ニ在リ)

西成郡佛閣

如意珠王山極樂院大連寺

文祿年中黃連社影譽魯道泰純上人堺ヨリ來リ開基ス

白髮町大福院觀音堂

寛永年中沙門延慶開基

三津寺觀音 (八幡ノ近所)

無養山金龍院淨國寺

文祿年中寂蓮社圓譽上人開基

專修院 本尊地藏慈覺ノ作

真如山本覺寺 日蓮宗

定證院日守大徳ノ開基也

竹林寺 (九條島ニ在リ)

桂木山大願寺 嵯峨帝勅願所也

五臺山清涼寺釋迦堂 往古長柄ノ皇居ノ時毘沙門堂ノ跡也

仙譽覺鑿上人洛西嵯峨釋迦ノ尊像ヲ寫シ安置ス覺鑿モ寓居シ玉ヘリ

崇禪寺

開基徳叟和尚

孤雲山大願寺

推古天皇御宇曆勅ノ綱若ニシテ本尊無量壽佛之人柱ノ主平生持念ノ古佛也

三寶寺 當寺ハ大日ト云ヘル沙門ノ住シタル處也 (高濱)

母恩寺 (澤上村ニ有京橋ヨリ一里計上南)

後白川法皇御母后ノ爲ニ御建立

難波御坊 東本願寺御堂 (北久太郎町ヨリ北久寶寺町)

津村御坊 西本願寺東北御堂 (備後町南)

天満御堂 堀川殿ト號ス攝州御堂最初ノ跡也

鹽町藥師堂 (鹽町四丁目)

崑崙山毘盧寺 (大阪ヨリ四里北)

聖武天皇御宇天平五年ニ建立

鷹尾山多田院 別當奈瓦西大寺 (川邊郡ニ在)

堂院ハ攝州守源滿仲公ノ廟處也 圓融帝天祿元年建立源賢僧都住主トス(滿仲ノ三男)

滿仲ハ清和帝ノ玄孫延喜十二年四月十日誕生二十四歳ノ時源ノ姓ヲ給フ是源家ノ統祖也

補陀洛山淨光寺

弘法大師開基

月峯山大覺寺 推古天皇八年ニ建 (尾崎)

蓬萊山清澄寺

(河邊郡)

宇多天皇寛平六年勅願 開祖靜觀僧都詔命ノ導師也

紫雲山中山寺

(勝尾寺ヨリ三里半)

用明天皇二年聖德太子草創

神秀山滿願寺

(河邊郡多田庄)

聖武天皇神龜年中勝道法師建立

慈光山普明寺

(多田庄波豆村)

多田滿仲子滿照法師開基

最上寺

(多田院ヨリ一里北)

深谷山蓮花寺

(三田ヨリ二里北)

武庫郡佛閣

摩尼山大龍寺

再山下號ス 寺領十石 (摩耶山ノ西)

稱德帝神護景雲二年和氣清盛瑞夢ニ依テ行基一刀三禮ノ如意輪觀音ノ像ヲ得テ建立ス

巨致山海清寺

(西宮ノ東北)

應永三年建立 開山宗因無固禪師妙心寺退藏院流下也

鷲林寺

平林寺 (小林村)

午頭山護國寺 (水田)

圓融院二年建立 開山大徹禪師

住蓮寺 (武藏山ニ有)

延平寺 (同)

釋迦堂 (小林村ニ有)

兔原郡佛閣

佛母摩耶山切利天上寺 (大阪ヨリ西八里)

天武天皇御宇天竺法道仙人草創

失田郡佛閣

上野山福祥寺 世ニ須磨寺ト云觀音也 (大阪ヨリ十里餘西)

大光山福海興國禪寺 (兵庫ニ有)

足利登氏造營 開山在庵圓融和尚

帝釋神撫山禪昌寺 鷹取山ト云 (板宿村ニ在)

後光嚴院草創 開祖宗光月山房禪師

經島山來迎寺 築島供養ノ寺也

丹生山明要寺 (兵庫ヨリ四里半北也)

醫王山廣慶寶勝禪寺 楠正成ノ菩提所ナリ (阪本村ニアリ)

福嚴寺 禪宗 (兵庫ノ内ニアリ)

龜生山明要寺 (丹生山田)

欽明帝ノ御宇百濟國聖明太子開基

有馬郡佛閣

常喜山温泉寺藥師堂 (湯山權現ト權現坊ノ間)

開山行基

報恩寺 眞言宗 (常喜山ノ邊)

極樂寺 淨土宗 (藥師堂ノ後方)

念佛寺 (湯本ヨリ卯辰ノ方)

奥院

宇多天皇勅願 靜觀僧正開基

金剛寺 日蓮宗 (湯元ヨリ卯辰ノ方)

新清水寺 (湯元ヨリ南)

林溪寺 東本願寺末流 (湯本ヨリ西北ニ在リ)

光徳山善福寺 曹洞 永平寺末流

蘭若院 曹洞 阿彌陀トモ云 (湯元ヨリ一町程北)

菩提院 行基建立四ヶ寺ノ内也 (湯元ヨリ一町北ニ在リ)

施藥院 (湯元ヨリ東北ニアリ)

行基菩薩此地ニ當住湯治ノ諸人ニ藥ヲ施シ玉フトコロナリ

香下寺 (香下村ヨリ丑寅ノ方山中ニアリ)

東光山菩提寺 (三田村ヨリ一里半北)

青源山永澤寺 (三田村ヨリ三里程北)

開山通幼和尚

島上郡佛閣

根本山神峰山寺

文武天皇元年建立

伊勢寺 (古曾部村ニアリ)

黃牛山靈松寺 (眞上村ノ東)

安岡寺 (服部村ニアリ高槻ヨリ一里半北)

明法寺 (原村ニアリ高槻ヨリ一里半亥ノ方)

靈仙寺 (靈仙村ニ在高槻ヨリ一里半戌亥ノ方)

普門寺 濟家寺領二百石 (宮田町ニ有)

金龍寺 天台宗 寺領三十石

承和年中ニ立

島下郡佛閣

補陀落山惣持寺

宇多天皇寛平二年ニ草創

佐井寺 (伊丹ヨリ一里半餘東ニ在)

天平年中行基菩薩開基

大門寺 (茨木ヨリ一里半北大門寺村トイヘリ)

豊島郡佛閣

勝尾寺 寺領七石 (池田ヨリ二里半丑寅)

寶龜八年建立 開基開成座主 光仁帝ノ御子桓武天皇御兄也

笑面山龍安寺

開基役ノ行者

大澤山久安寺 (猪名川ニ在)

大廣寺 (池田ノ町北ニアリ山ニ立ツ)

我孫山佛日寺 黄檗派

能勢郡佛閣

劔尾山月峯寺 (山部村ノ北杵宮ヨリ二十二丁餘北)

多羅山若王寺 (尊體村池田ニ近)

盤峰山峰谷寺 (味立ニ在)

天平年中行基開基也

圓照寺 (山田ノ庄ニ在リ)

慈覺大師開基ナリ

極樂寺 (富田)

法推山常久寺 黄檗派 (こやのニ在)

願成就寺 行基四十九院 (こやヨリ十二丁東)

開基此寺ニ成就シテ千僧ヲ供養シ玉フ今ニ此所ヲ千僧トイフ

寶寶山淨橋寺 西山派ナリ (生瀬村一丁東)

善惠上人草創

奧藏寺

(付物村ノ内ニ在有馬近所)

欣勝寺

曹洞宗也 (三田ノ東)

靈龜山興勝寺

(三田ノ東)

獨鈷山彌射寺

(鎌倉谷ノ内)

聖徳太子草創

青葉山青林寺

(三田ヨリ三里北)

西方山青龍寺

(三田ヨリ一里北)

寶山寺

(三田ヨリ四里北)

諸宗末寺取付

天鷲寺

天台宗 延曆寺末寺也 (天王寺北寺町)

知恩院末寺

西寺町

西往寺

同町

光明寺

同町

光傳寺

同町

宗念寺

西寺町

正覺寺

同町

善龍寺

同町

源聖寺

同町

金臺寺

同町

善福寺

同町

稱名寺

同町

一心寺

同町

西照寺

同町

良雲寺

同町

法界寺

同町

超心寺

同町

大蓮寺

同町

心覺寺

同町

宗慶寺

同町

稱念寺

同町

應典寺

同町

淨國寺

同町

大光寺

同町

西光寺

北橋寺町

心眼寺

上本町

大念寺

八丁目寺町

超善寺

八丁目中寺町

西林寺

上本町八丁目

長閑寺

八丁目中寺町

誓安寺

同町

正覺院

谷町八丁目寺町

守願寺

上本町八丁目

專念寺

八丁目東寺町	宗心寺	同町	實相寺
同町	法藏院	同町	寶樹寺
同町	榮松寺	上本町八丁目	白雲寺
上本町八丁目	西光院	同町	誓願寺
千日寺	法善寺	八丁目中寺町	無量寺
八丁目中寺町	竹林寺	上本町一丁目	源光寺
八丁目東寺町	洞泉寺	同町	佛心寺
同町	慶照寺	同町	楞嚴寺
同町	蓮生寺	同町	宗圓寺
同町	誓福寺	同中寺町	大通寺
八丁目中寺町	龍淵寺	同町	極樂寺
谷町八丁目	專修寺	上本町八丁目	天性寺
八丁目中寺町	長安寺	北橋寺町	最勝寺
生玉中寺町	青雲寺	八丁目裏寺町	全慶院

百萬遍流

天滿西寺町	西福寺	同東町	運明寺
天滿東町	九午寺	同町	專念寺
同町	大信寺	同町	超泉寺
同町	冷雲寺	同東寺町	長德寺
九條島	竹林寺	同町	寶緣寺
生玉寺町	大寶寺	同町	菩提寺
同町	圓通寺	同町	安樂寺
同町	大乘寺	同町	寶國寺
同町	法音寺	同町	一乘寺
同町	玉誓寺	同町	法恩寺
同町	隆泉寺	天王寺村一心寺ノ末	天曉院
天王寺村見々丁	西蓮寺	同町	壽福寺
今宮村	梅泉寺		

八丁目東寺町	天龍院	上本町八丁目	正念寺
上本町八丁目	光明寺	東寺町八丁目	大善寺
天滿東寺町	大鏡寺	同町	善導寺
同町	知源寺	同西寺町	法勇寺
小橋寺町	慶傳寺	同町	大圓寺
同町	本覺寺	同町	兩岩寺
同町	西念寺	生玉中寺町	法泉寺
生玉中寺町	長圓寺	西寺町	大覺寺
西寺町	幸念寺	小橋寺町	傳長寺
小橋寺町	大應寺	同町	寶玉寺
同町	成道寺		
黑谷派			
上本町八丁目	念佛寺	天滿西寺町	法住寺
谷町八丁目	願生寺	同町	長福寺

西山派

天滿西寺町	妙音寺	同町	大林寺
同町	法林寺	同町	龍淵寺
上本町八丁目	大福寺	生玉寺町	眼山寺
生玉寺町	寶泉寺	同町	九應寺
同町	大善寺	同町	光善寺
同町	增福寺	同町	淨雲寺
同町	大長寺	同町	大安寺
同町	西方寺		

妙心寺派

永記堂末西寺町	萬福寺	八丁目	十萬寺
天王寺寺町	安住寺	谷町八丁目	大仙寺
生玉寺町	法雲寺	生玉中寺町	江國寺